令和2年第3回定例会 赤井川村議会会議録 第1日 (令和2年9月16日)

◎議事日程(第1日)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第40号 赤井川村介護サービス事業所条例の一部を改正する条例案について
- 第 5 議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規 約について
- 第 6 議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 第 7 議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約につい て
- 第 8 議案第44号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算(第6号)
- 第 9 議案第45号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第46号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第47号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第 1号)
- 第13 議案第48号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第14 議案第49号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第1号) 全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第15 認定第 1号 令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 2号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 第17 認定第 3号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 第18 認定第 4号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 第19 認定第 5号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 第20 認定第 6号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

全員で構成する決算特別委員会の設置

第21 同意案第10号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについ

7

第21 同意案第11号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについ て

第24 一般質問

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源 の確保を求める陳情について

国土強靱化に資する道路の整備等に関する陳情について

種苗法の改定に関する陳情について

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情について

地方財政の充実・強化を求める陳情について

◎出席議員(7名)

 1番
 連
 茂
 君
 3番
 辻
 康
 君

 4番
 能
 登
 ゆ
 う
 君
 5番
 湯
 澤
 幸
 敏
 君

 6番
 川
 人
 孝
 則
 君
 7番
 山
 口
 芳
 之
 君

 8番
 岩
 井
 英
 明
 君

◎欠席議員(1名)

2番 曽根敏明君

◎出席説明員

村 馬場 希 君 長 副 村 長 君 大 石 和 朗 会計管理者 小 畑 信 幸 君 総務課長 髙 松 君 重 和 保健福祉課長 俊 君 藤 田 幸 神 介護保険課長 信弘 君 産業課長 秋 元 千 春 君 建設課長 今 城 豪 君 教 育 根井朗夫君 長 教育委員会次長 谷 早 苗 君 代表監査委員 大 西 敏 典 君

◎議会事務局

事務局長瀬戸雅哉君書記伊藤秋恵君

◎開会宣告

○議長(岩井英明君) ただいまの出席議員数は7名です。

曽根議員におかれましては、入院治療のため欠席しておりますことをご報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長(岩井英明君) 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案10件、認定6件、同意案2件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(岩井英明君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。 今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、川 人孝則君及び7番、山口芳之君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(岩井英明君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月17日までの2日間といたしたい と思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日までの2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおり でありますので、ご了承願いたいと思います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(岩井英明君) 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思いますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思います。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和2年7月分から令和2年8月分の例月出納検査結果報告書及び8月26日実施の定例監査結果報告書の提出がありましたので、2ページから5ページとして配付いたしております。

続いて、村長より行政報告、教育長より教育行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、私のほうから行政報告を4件させていただきます。

資料1ページ目をおめくりください。まず、1件目については、令和元年度普通会計バランスシート(貸借対照表)についてでございます。地方公共団体において財務書類を作成する目的は、経済的または政治的意思決定を行うべく、当該団体の期末における財政状況に関する情報を利用する者に対し、意思決定に有用な情報を分かりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることにあります。

具体的には、当該団体の財政状況が分かる貸借対照表、発生主義による一会計期間における費用・収益が分かる行政コスト計算書、純資産の変動が分かる純資産変動計算書及び資産収支の状態が分かる資金収支計算書により現在の財政状況並びに将来情報を予測することができます。

財務書類で分かることとしては、令和2年3月31日現在で、赤井川村の資産は約124億円となり、負債は約26億円、その差である純資産は約98億円となるということであります。

資料の2ページから9ページ目までにそれぞれ詳細について文言の説明も含めて資料も 添付してございますので、後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目、地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

10ページをお開きください。地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びに公営企業に係る特別会計の資金不足比率(以下「資金不足比率」という。)とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。

令和元年度分の健全化判断比率及び資金不足比率の算定を行った結果、監査委員の審査 意見とともに別紙のとおり報告いたします。

ということで、11ページ目をお開きください。まずは、健全化判断比率でございます。 注意書きを読んでご説明します。注の1として、実質赤字比率は黒字であることから算定 をされておりません。2として、連結実質赤字比率は資金剰余が黒字であることから算定 されておりません。3の将来負担比率は充当可能財源より少ないことから算定されていな いということでございます。表でいきますと、実質公債比率で中段の早期健全化基準、下 段の財政再生基準をそれぞれ下回る6.3%というふうになってございます。

続きまして、下段の資金不足比率ですけれども、注意書きを読み上げます。各会計の資金不足比率は資金剰余が黒字であることから算定されないということで、資金不足比率に

ついては算定されてございません。

続きまして、3点目の特別定額給付金の支給実績についてということでございます。 12ページをお開きください。今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施 しました特別定額給付金の支給実績についてご報告をさせていただきたいと思います。

表に基づいてご報告させていただきます。申請書の郵送開始は、令和2年5月15日。申請期間については、5月18日から8月17日までの3か月間でありました。

支給対象、基準日については令和2年4月27日、この時点で662世帯、1,178人が支給対象となっております。

4番目、申請状況です。8月17日、最終日の受付現在で郵送申請で420、65.1%、窓口申請で222、34.4%、オンライン申請で3、0.5%、合計で645の申請がございました。

支給決定状況は、下記の表のとおりになっております。申請割合としましては、662の対象のうち645の申請がございましたので、97.4%、執行率としては、基準対象者の総額でいきますと1億1,780万円ということでしたが、支給総額では1億1,610万円ということで、執行率98.6%で事業を完了しております。

この差額の多くについては、外国人住民登録の方で既に村のほうに在住していない、それと行き先も分からないという方がほとんどであったというふうに報告を受けてございます。

最後になります。令和2年6月1日以降、工事等発注状況について、13ページをお開きください。令和2年6月1日から8月31日までの間の工事等発注状況でございます。6月1日の保健福祉課所管施設草刈り業務から始まりまして、次ページに入ります。8月25日、落合ダム取水放流設備点検業務までの38件を工事発注、委託発注しております。38件中、本日までに完了しているのが7件ということで、それ以外については現在継続中ということでございます。

以上、4件について行政報告をさせていただきました。ありがとうございました。

- ○議長(岩井英明君) 続きまして、教育長より報告を求めます。 教育長。
- ○教育長(根井朗夫君) 改めまして、おはようございます。それでは、教育行政報告を 2点させていただきます。

1点目は、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてであります。このことについては、国の法律によって点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会へ報告することとされております。つきましては、令和元年度における事務事業の執行状況についてお手元に配付させていただいております報告書のとおりとなっておりますので、ご報告申し上げます。なお、社会教育事業等につきましては、社会教育委員、スポーツ推進委員の評価の後、教育委員の評価をいただいておりましたが、このたびにつきましては新型コロナウイルス感染症の拡大により前2者の会議を控えたことから、教育委員による評価のみで作成しておりますことを申し添えます。今後とも教育委員

会の事務事業につきまして、内外部からの点検、評価をいただき、より効果的な事務事業 の推進に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

2点目は、今後の教育委員会所管の事業等についてでございます。教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大から北海道教育委員会からの要請を受けまして、学校教育においては9月末までの主立った行事を控えてきたところでございましたが、社会教育事業においても学校教育に合わせましてこれまで開催を控えてきたところでありました。今後につきましてですが、10月からは今年度計画していた行事、事業を実施していくことを予定してございます。感染の推移を見ながらとなりますが、密を避けるなど感染拡大に留意しながら徐々に実施していく計画でありますので、ご報告申し上げます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長(岩井英明君) ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと 思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますの で、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第40号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第4、議案第40号 赤井川村介護サービス事業所条例 の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神介護保険課長。

○介護保険課長(神 信弘君) 私のほうから上程いただきました議案第40号についてご 説明をさせていただきますが、説明の前に議案に誤りがありましたので、訂正させていた だくとともに、おわび申し上げます。

お手元のほうに正誤表をお配りさせていただきましたが、議案の4ページ、改正要点資料の条例改正による影響の説明文でございますが、1行目から2行目にかけての赤井川村社会福祉協議会居宅介護自演事業所となっておりますが、正しくは赤井川村社会福祉協議会居宅介護支援事業所となります。大変申し訳ございません。

それでは、議案第40号について説明させていただきます。議案第40号 赤井川村介護サービス事業所条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村介護サービス事業所条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。 令和2年9月16日提出、赤井川村長。

理由としましては、赤井川村居宅介護支援事業所を廃止するため、この条例を改正しようとするものです。

なお、条例文の朗読はいたしませんが、改正点につきましては改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

4ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、赤井川村居宅介護支援事業所を廃止することから関係文言の条文改正、文言を削るものであり、令和2年4月1日より

赤井川村社会福祉協議会居宅介護支援事業所へ事業譲渡を行い、休止している状況であり、 利用者への影響はございません。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。 ○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入りま す。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 赤井川村介護サービス事業所条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第40号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第40号 赤井川村介護サービス事業所条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第41号ないし日程第7 議案第43号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第5、議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償 等組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

この際、日程第5、議案第41号から日程第7、議案第43号までを一括議題といたしたい と思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、日程第6、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について及び日程第7、議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙松総務課長。

○総務課長(髙松重和君) ただいま上程いただきました議案第41号から議案第43号についてご説明いたします。

一部変更規約及び新旧対照表の朗読はいたしませんが、各議案の提案理由についてご説明させていただきます。

議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

提案理由につきましては、組合に加盟している団体の解散により、最終ページになりますが、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合の3団体の離脱に伴い、規約改正を行うものです。

一部事務組合の規約の改廃については、地方自治法の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要でありますことから、本定例会に提出をさせていただいているところです。 続きまして、議案第42号についてご説明いたします。議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

本議案につきましても、先ほどの議案第41号と同様の理由により規約改正を行うものであります。

最後になりますが、議案第43号についてご説明いたします。議案第43号 北海道市町村 職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

本議案につきましては、最終ページの新旧対照表のように、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の2団体の離脱に伴う規約改正でありますことを申し上げ、議案第41号から議案第43号のご説明といたします。

ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) ○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第41号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採 決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第42号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については、 原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第43号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第44号ないし日程第13 議案第49号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第8、議案第44号 令和2年度赤井川村一般会計補正 予算(第6号)を議題といたします。

この際、日程第8、議案第44号から日程第13、議案第49号までを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第44号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算(第6号)、日程 第9、議案第45号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程 第10、議案第46号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第11、議案第47号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)、日程第12、議案第48号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)及び日程第13、議案第49号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第1号)を一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、議案第44号から第49号まで一括説明をさせていただきます。

まずは、令和2年度赤井川村一般会計補正予算(第6号)でございます。1ページ目を おめくりください。議案第44号 令和2年度赤井川村一般会計補正予算(第6号)。

令和2年度赤井川村の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,884万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,405万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款村税、 既定額に2,601万3,000円を追加し、3億4,423万3,000円にしようとするものでございます。 1項村民税223万円の減、2項固定資産税2,807万1,000円の増、3項軽自動車税17万2,000 円の増額でございます。

6 款法人事業税交付金、既定額ゼロでございます。新規追加で、補正額300万円でございます。 1 項法人事業税交付金でございます。

9 款地方特例交付金、既定額に144万3,000円を追加し、145万円にしようとするものでございます。 1 項の地方特例交付金の増額でございます。

10款地方交付税、既定額に2,618万4,000円を追加し、9億6,618万4,000円にしようとするものでございます。

12款分担金及び負担金、既定額に5万7,000円を追加し、159万9,000円にしようとするものでございます。

14款国庫支出金、既定額に4,434万円を追加し、4億7,666万2,000円にしようとするものでございます。 2項の国庫補助金の増額でございます。

15款道支出金、既定額に83万2,000円を追加し、6,575万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、2項道補助金で39万4,000円の増、3項委託金で43万8,000円の増額でございます。

16款財産収入、既定額に20万円を追加し、831万9,000円にしようとするものでございま

す。

3ページ目に入ります。19款繰越金、既定額から2,468万2,000円を減額し、531万8,000円にしようとするものでございます。

20款諸収入、既定額に465万3,000円を追加し、5,837万7,000円にしようとするものでございます。 4 項の雑入の増額でございます。

21款村債、既定額に7,680万7,000円を追加し、2億9,315万7,000円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額に1億5,884万7,000円を追加し、28億9,405万4,000円にしようとする ものでございます。

続いて、4ページ目に入ります。歳出、1 款議会費、既定額に3 万1,000円を増額し、4,864 万3,000円にしようとするものでございます。

2 款総務費、既定額に1億1,583万1,000円を追加し、7億3,502万1,000円にしようとするものでございます。1項の総務管理費で1億1,513万4,000円の増額、2項徴税費で15万2,000円の増額、3項戸籍住民基本台帳費で19万4,000円の増額、5項統計調査費で35万1,000円の増額でございます。

3 款民生費、既定額に242万4,000円を追加し、3億7,723万円にしようとするものでございます。1項社会福祉費で185万8,000円の増額。2項児童福祉費で56万6,000円の増額でございます。

4 款衛生費、既定額に398万円を追加し、2億6,401万9,000円にしようとするものでございます。 1 項の保健衛生費の増額でございます。

5 款農林水産業費、既定額に70万6,000円を追加し、1億4,065万5,000円にしようとする ものでございます。1項の農業費で12万6,000円の減額、2項林業費で83万2,000円の増額 でございます。

6 款商工費、既定額から1万円を減額し、1億3,807万6,000円にしようとするものでございます。

7 款土木費、既定額に275万3,000円を追加し、4億3,804万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、1項土木管理費で9万4,000円の減額。5ページ目に入ります。2項道路橋梁費で15万3,000円の減額、4項住宅費で300万円の増額でございます。

9 款教育費、既定額から82万8,000円を減額し、2億2,626万2,000円にしようとするものでございます。 1 項教育総務費で29万1,000円の減額、4 項社会教育費で53万7,000円の減額でございます。

11款予備費、既定額に3,396万円を追加し、7,935万9,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に1億5,884万7,000円を追加し、28億9,405万4,000円にしようとするものでございます。

次ページ、6ページ目に入ります。第2表、地方債補正でございます。地方債補正の起

債の目的欄で一番下の欄、高度無線環境整備推進事業費を新たに加えております。補正後の金額を見ていただきたいと思います。補正後の金額7,910万円を新規に加えてございます。補正前の過疎対策事業債合計9,440万円が補正後1億7,350万円にするものでございます。続いて、下段の臨時財政対策債につきましてでございます。補正前3,705万円に対しまして、補正後は229万3,000円を減額して、3,475万7,000円にしようとするものでございます。合計、補正前が2億1,635万円に対しまして、補正後は7,680万7,000円増額して2億9,315万7,000円にしようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様でございます。

今回の補正につきましては、歳入の増加要因としましては地方交付税の確定、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び過疎対策事業債の増額によるものが主の要因でございます。

歳出の増加要因としましては、高度無線環境整備推進事業負担金ということで、光ファイバーの整備に係るNTTの負担金を予算計上させていただいております。そのほか、人事異動に伴う人件費予算の科目移動が主な要因となっております。

詳細につきましては、副村長以下でご説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

続きまして、令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。1ページ目をお開きください。議案第45号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,116万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、3款繰入金、既定額に56万1,000円を追加し、1,293万5,000円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額に56万1,000円を追加し、2,116万7,000円とするものでございます。

続いて、3ページ目に入ります。歳出、1款総務費、既定額に56万1,000円を追加し、571万5,000円にしようとするものでございます。 2項徴税費で56万1,000円の増額でございます。

歳出合計、既定額に56万1,000円を追加し、歳入同額の2,116万7,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長から後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして、令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございま

す。1ページをお開きください。議案第46号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)。

令和2年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万4,000円を 減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,157万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額から22万4,000円を減額し、3,562万3,000円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額から22万4,000円を減額し、6,157万5,000円としようとするものでございます。

続きまして、3ページ目に入ります。歳出、1款総務費、既定額から22万4,000円を減額し、6,086万7,000円、1項の総務管理費の減額でございます。

歳出合計、既定額から22万4,000円を減額し、歳入同額の6,157万5,000円にしようとする ものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)でございます。1ページをお開きください。議案第47号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,905万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款道支出金、既定額に37万7,000円を新たに追加して、37万7,000円にしようとするものでございます。1項道補助金の追加でございます。

3 款繰入金、既定額に61万円を追加し、3,308万4,000円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額に98万7,000円を追加し、4,905万1,000円にしようとするものでございます。

3ページに入ります。歳出、1款総務費、既定額に98万7,000円を追加し、4,425万6,000

円にしようとするものでございます。1項施設管理費の増額でございます。

2款事業費、これにつきましては補正額はゼロでございまして、内訳の移動でございます。

歳出合計、既定額に98万7,000円を追加し、4,905万1,000円とするものでございます。 詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。1ページ目をお開きください。議案第48号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606万5,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,876万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に306万5,000円を追加し、3,014万1,000円にしようとするものでございます。

5 款村債、既定額に新たに300万円を追加しまして、300万円にしようとするものでございます。

歳入合計、既定額に606万5,000円を追加し、8,876万5,000円にしようとするものでございます。

3ページに入ります。歳出、1款総務費、既定額から5,000円を減額し、898万4,000円に しようとするものでございます。1項総務管理費の減額です。

2 款営繕費、既定額に607万円を追加し、6,788万5,000円にしようとするものでございます。 1 項営繕費の増額でございます。

歳出合計、既定額に606万5,000円を追加し、歳入同額の8,876万5,000円にしようとする ものでございます。

続きまして、4ページ目に入ります。第2表、地方債補正、起債の目的につきましては、 簡易水道事業債で赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用基本計画策定事業につきまし ての起債でございます。補正前はゼロでございます。補正後としまして、限度額300万円、 起債の方法としては証書借入れまたは証券発行、利率につきましては年5%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見 直し後の利率)とします。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件 により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等に より措置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えることがで きるという方法でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

詳細については、担当課長よりご説明をさせていただきます。

最後になります。令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。1ページをお開きください。議案第49号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万7,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,784万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額から3,000円を減額し、6,517万8,000円にしようとするものでございます。

7款村債、新たに既定額として300万円を新規に計上しております。

歳入合計、既定額に299万7,000円を追加し、8,784万5,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。1款総務費、既定額から3,000円を減額し、385万円にしようとするものでございます。1項総務管理費の減額でございます。

2 款営繕費、既定額に300万円を追加し、6,304万9,000円にしようとするものでございます。 1 項の営繕費の増額でございます。

歳出合計、既定額に299万7,000円を増額し、歳入同額の8,784万5,000円にしようとする ものでございます。

次ページに入ります。第2表、地方債補正でございます。起債の目的としては下水道事業債、赤井川村公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画策定事業に対する起債の借入れでございます。補正前、既定額はございません。補正後として、限度額については300万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、簡易水道事業と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、提案理由を説明させていただきました。

詳細については、それぞれ副村長、担当課長でご説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。 〇議長(岩井英明君) 若干休憩します。

午前 9時48分 休憩

午前10時00分 再開

- ○議長(岩井英明君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 副村長。
- ○副村長(大石和朗君) それでは、私のほうから令和2年度一般会計補正予算(第6号) の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきます ので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の9ページ目をお開きください。1款村税、1項村民税、 1目個人、既定額から223万円を減じ、4,261万円にしようとするものでございます。内容 は、賦課額の確定による減額でございます。

同じく 9ページ中段、 1 款 2 項固定資産税、 1 目固定資産税、既定額に2,807 万1,000 円 を追加し、 2 億6,714 万2,000 円にしようとするものでございます。内容は、同じく賦課額の確定による増額でございます。

同じく 9ページ下段、1 款 3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、既定額に17万2,000円を追加し、386万9,000円にしようとするものでございます。同じく賦課額の確定による増額でございます。

続きまして、10ページ目です。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法 人事業税交付金300万円の新規計上でございます。内容につきましては、平成28年度の税制 改正による法人税割の減少による補填措置として国から支給される交付金でございます。

次に、11ページです。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、 既定額に144万3,000円を追加し、145万円にしようとするものでございます。内容は、消費 税増税に伴い自動車税の減収に対する補填によるもので、国から交付される額が確定され たことによる計上でございます。

続いて、12ページ目に移ります。10款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、 既定額に2, 618万4, 000円を追加し、9 億6, 618万4, 000円にしようとするものでございます。 内訳は、地方交付税の額の確定によるものでございます。

続いて、13ページです。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、既定額に5万7,000円を追加し、159万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、負担金の額の確定による増でございます。

続きまして、14ページです。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、 既定額に4,368万円を追加し、3億1,174万6,000円にしようとするものでございます。内訳 は、社会保障・税番号制度システム整備補助金の額の確定による増と年金生活者支援給付 金支給業務市町村事務取扱交付金の新規計上で、これは年金システムの改修によるもので ございます。また、5節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまし ては、光ファイバーの整備によるものでございます。 続きまして、14ページ下段、14款2項2目民生費国庫補助金、既定額に66万円を追加し、367万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に対する補助金の新規計上によるものでございます。

次に、15ページです。15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額から4万円を減じ、453万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、下刈り事業道補助金の額の確定によるものでございます。

同じく15ページ中段、15款2項2目民生費道補助金、既定額に5万円を追加し、195万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、介護従事者に対して慰労金が支払われる新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の新規計上によるものでございます。

同じく15ページ中段、15款2項4目農林水産業費道補助金、既定額に38万4,000円を追加し、3,011万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症対策として森林境界案の作成のために支給される森林整備地域活動支援交付金の増額によるもので、詳細につきましては歳出で担当課長より説明を申し上げます。

同じく15ページ下段、15款3項委託金、2目諸統計委託金、既定額に43万8,000円を追加し、157万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、国勢調査委託金の額の確定によるものでございます。

続きまして、16ページです。16款財産運用収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、 既定額に20万円を追加し、804万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、北海 道新幹線工事の二ツ森トンネル明治工区を担当する鉄建 J Vの事務所として旧都保育所の 貸付けによる土地建物貸付収入の増によるものでございます。金額につきましては、近傍 施設から算出した金額から除雪等の維持管理費が不要となることから、その経費を除き算 出をしたもので、月額5万円とさせていただきました。なお、施設の改修や遊具の撤去等 に係る費用については、鉄建 J V 側の負担とすることで協議を終えております。

次に、17ページに移ります。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額から2,468万2,000円を減じ、531万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、前年度繰越金の額の確定による減額でございます。

次に、18ページに移ります。20款諸収入、4項雑入、3目宝くじ交付金収入、既定額に 13万5,000円を追加し、117万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、宝くじ交付金の額の確定による増額でございます。

同じく18ページ中段、20款 4 項 6 目雑入、既定額に451万8,000円を追加し、1,987万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、備荒資金組合超過納付金配分金の額の確定による減額や施設解体による建物災害共済返戻金の新規計上及び学校給食受託負担金と北後志消防組合負担金の前年度負担金の額の確定による還付金を新規計上するものでございます。

続いて、19ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額に7,910万円 を追加し、1億7,350万円にしようとするものでございます。内訳は、光ファイバー整備に よる高度無線環境整備推進事業の新規計上によるものでございます。

同じく19ページ中段、21款1項2目臨時財政対策債、既定額から229万3,000円を減額し、3,475万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、 ご決定いただくようお願いを申し上げます。

- ○議長(岩井英明君) 髙松総務課長。
- ○総務課長(髙松重和君) それでは、議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

20ページ目をお開きください。 3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額に3万1,000円を追加し、4,864万3,000円にしようとするもので、職員共済費の増額を行うものです。

次のページへお進みください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に234万円を追加し、2億9,142万7,000円にしようとするもので、人事異動等に伴う職員人件費の増加を行うものです。

次に、4目財産管理費、既定額から4万円を減額し、447万2,000円とするもので、赤井 川地区村有林下刈り事業の執行残を減額するものです。

下段から22ページ目へ移ります。5目財政調整基金費、既定額に244万円を追加し、914万5,000円とするものです。補正内容は、18節負担金につきましては、先ほどの歳入説明にもありましたが、備荒資金組合超過納付金配分金が当初予算比で22万円減額したことから、この超過納付金を備荒資金組合へ積み増しするための歳出計上額について同額を減額するものです。次ページ目、22ページになりますが、積立金につきましては、令和元年度繰越金が確定したことにより、繰越明許費分財源を除いた実質繰越額531万円の半額を地方財政法の規定に基づき、財政調整基金へ積立てしようとするものです。

続きまして、22ページ中段へ移ります。8目企画費、既定額に1億1,039万4,000円を追加し、2億94万6,000円にしようとするものです。補正内容は、人事異動等に伴う職員人件費の減額、18節負担金につきましては歳入説明にもありましたが、高度無線環境整備推進事業負担金として新たに1億1,390万2,000円を計上し、国庫補助金と過疎対策事業債を活用し、民設民営の方式により情報インフラ整備として村内未開通地域の光回線通信網の整備を行うものです。事前希望調査においては、現時点において50戸の申込みをいただいております。なお、過疎計画の変更についてですが、道との事前調整に時間を要しておりまして、先んじて予算計上させていただき、調整が終了しましたら過疎計画の変更について上程させていただきたく申し添えます。25節寄附金につきましては、7月3日からの大雨被害により甚大な被害を受けた日本で最も美しい村連合に加盟する山形県大蔵村に対する災害義援金10万円を計上するものです。

22ページ下段から23ページ中段へ移ります。2款2項徴税費、1目税務総務費、既定額

に15万2,000円を追加し、1,390万1,000円にしようとするもので、人事異動等に伴う職員人件費の増加を行うものです。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に19万4,000円を追加し、3,803万9,000円にしようとするものです。2節から4節については人事異動等に伴う職員人件費の減額、12節委託料につきましては社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度のシステム整備委託業務として221万7,000円を計上し、国外転出者によるマイナンバーカード利用実現のためのシステム改修を国庫補助により行うものです。

続きまして、24ページ中段になります。2目国民年金費につきましては、歳入説明にもありましたが、国庫補助金の年金生活者支援給付金市町村事務取扱交付金の33万円の内示がありましたことから、財源内訳の変更を行うものです。

次に、2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額に35万1,000円を追加し、171万9,000円にしようとするもので、先ほどの歳入説明にもありましたが、国勢調査における委託金の追加交付により短期事務員の募集と職員の時間外勤務手当を増加するための予算計上をするものであります。

続きまして、37ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に3,396万円を追加し、7,935万9,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、38ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。 ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- ○議長(岩井英明君) 藤田保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(藤田俊幸君) それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予 算についてご説明させていただきます。

25ページをお開きください。 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、既定額から70万5,000円を減額し、1 億2,420万7,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動等による人件費の減のほか、12節委託料で132万円の増、これは障害者自立支援給付審査支払等システムについて、来年度に予定されている報酬改定等に伴い必要となる改修に係る経費を計上するもので、財源としては2分の1が国庫補助金として計上されております。また、22節償還金利子及び割引料で154万2,000円の増、これは前年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金及び道負担金における事業実績による返還分を計上するものとなっております。ほかに27節繰出金で22万4,000円の減、これは国民健康保険特別会計の繰入金補正額に伴い減額となるものです。

次に、26ページをお開きください。2目老人福祉費、既定額に71万円を追加し、5,261万5,000円にしようとするものです。内訳は、敬老会費における需用費の増、これは新型コロナウイルス感染症の影響により例年と会場を変えての敬老会の開催に当たり不足が見込

まれる経費を計上させていただいたものです。なお、本件につきましては、事前に説明させていただきましたとおり、9月10日に敬老会を開催、終了しており、ご出席の方々にはお喜びいただけましたことを併せてご報告させていただきます。ほかに27節繰出金で61万円の増、これは介護保険サービス事業特別会計の繰入金補正額に伴い増額となるものです。続きまして、5目後期高齢者医療費、既定額に56万1,000円を追加し、2,853万3,000円にしようとするものです。内訳は、27節繰出金で後期高齢者医療特別会計の繰入金補正額に伴い増額となるものとなっております。

次に、28ページをお開きください。 2 項児童福祉費、3 目保育所運営費、既定額に56万6,000円を追加し、4,720万3,000円にしようとするものです。内訳は、人件費の増減のほか、22節償還金利子及び割引料で12万円の増、これは前年度の子どものための教育・保育給付交付金における事業実績による返還分を計上するものです。

続きまして、29ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に4万3,000円を追加し、2,230万5,000円にしようとするものです。内訳は、4節共済費で負担率の改定等による増額のほか、22節償還金利子及び割引料で6,000円の増、これは前年度の未熟児養育医療費等負担金における事業実績による返還分を計上するものとなっております。

次に、2目予防費、既定額から22万4,000円を減額し、1,192万円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で春に実施した子宮がん検診委託料及び乳がん検診委託料の執行残を整理するものとなっております。

3目環境衛生費、既定額に411万4,000円を追加し、1億7,994万6,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動等による人件費の増減のほか、10節需用費で指定ごみ袋増刷代の計上、18節負担金補助及び交付金で62万7,000円の増、これは北後志衛生施設組合における前年度負担金の精算に伴い発生する追加納付分を増額するものとなっております。また、27節繰出金で306万2,000円の増、これは簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の繰入金補正額に伴い増減するものとなっております。

最後に4目診療所費、既定額に4万7,000円を追加し、4,133万9,000円にしようとするものです。内訳は、4節共済費で負担率の改定等により増額するものとなっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします

- ○議長(岩井英明君) 神介護保険課長。
- ○介護保険課長(神 信弘君) 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について ご説明させていただきます。

26ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額に371万2,000円を追加し、5,232万1,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動による人件費の増額補正をするもののほか、令和3年度からのデイサービスセンター指定管理を見送ったことから、1節、選定委員会委員報酬を17万6,000円皆減、8節、選定委員

会委員費用弁償4万8,000円を皆減するものでございます。

27ページを御覧ください。7目地域支援事業費、既定額から242万円を減額し、4,580万2,000円にしようとするものです。内訳は、12節、地域包括支援センター運営業務委託料及び地域包括支援事業アドバイザー業務委託料の執行残を減額するもののほか、7節報償費で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として全ての介護事業所が対象となり、4月1日以降に感染症を徹底した上でサービスを提供するために必要な掛かり増し経費の支援と介護サービス事業所に勤務する職員に感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うことやサービスを継続して提供することが必要な業務であり、心身に負担がかかる中、業務に従事していることに対して介護職員に慰労金が給付されるものでございまして、1名分の5万円を新規計上するものでございます。なお、その他の職員につきましては、予算編成上介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)にて計上しております。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(岩井英明君) 秋元産業課長。
- ○産業課長(秋元千春君) それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

31ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額から8,000円を減額して848万3,000円にしようとするものです。補正内容は、職員人件費で4節共済費を負担率改定に伴い減額しようとするものでございます。

同じく31ページ中段、2 目農業総務費、既定額から26万6,000円を減額して2,977万3,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、職員人件費で3節職員手当の増額、4 節共済費を減額しようとするものでございます。

下段に参ります。3目農業振興費、既定額に9万8,000円を追加して3,550万7,000円にしようとするものです。補正内容は、細目2の農業振興対策費におきまして新規就農者及び次年度就農予定者のビニールハウス3棟分の設置支援ということで、新規就農者育成支援特別対策事業補助金として18節負担金補助及び交付金におきまして141万6,000円の増額及び細目5、加工施設維持管理費におきまして7月末で加工施設物品を施設所有者に譲渡、そして引渡しが完了したということで、12節委託料で除雪委託業務63万4,000円を皆減、13節使用料及び賃借料につきまして8月以降の8か月分の建物借り上げ料を68万4,000円減額しようとするものでございます。

32ページをお開きください。5目農地費、既定額に5万円を追加して678万6,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、小規模な基盤整備に対して助成する単独基盤整備推進事業補助金で18節負担金補助及び交付金につきまして1件分を増額しようとするものでございます。

中段に参ります。2項林業費、1目林業総務費、既定額に83万2,000円を追加して2,115万7,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1の林業振興費、18節負担金補助及

び交付金におきまして森林整備地域活動支援交付金38万4,000円を増額しようとするものです。この事業につきましては、森林の境界を明確化する事業項目がありますが、今年度コロナウイルス対策の全額国費の対策が盛り込まれまして、ようてい森林組合より村内で11へクタールの事業規模があり、計上しようとするものでございます。また、細目3で有害超獣駆除費のうち、こちらも18節負担金補助及び交付金につきましても電気柵及び捕獲わなの購入補助金として44万8,000円を増額しようとするものでございます。

33ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から1万円を減額して4,066万7,000円にしようとするものです。補正内容は、職員人件費で4節共済費を負担率改定に伴い減額しようとするものでございます。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いいたします。

- ○議長(岩井英明君) 今城建設課長。
- ○建設課長(今城 豪君) 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

34ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額から9万4,000円を減じ1,086万4,000円にしようとするものでございます。2節、4節、これらにつきましては人事異動による減額でございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に350万7,000円を加えて1億3,851万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料で134万5,000円の増額、これらにつきましては草刈り業務の執行残と道路維持作業業務の不足が見込まれることと除雪業務に生活改善センターを追加することによる増額による調整でございます。14節工事請負費で216万2,000円の増額、これにつきましては村道維持工事の増額でございます。

35ページをお開きいただきたいと思います。2目道路新設改良費、既定額から216万8,000円を減じて6,161万8,000円にしようとするものでございます。2節から4節、これらにつきましては人事異動による減額でございます。14節工事請負費につきまして150万円の減額、これにつきましては富田線道路改良工事の執行残でございます。

下段に移ります。3目橋梁維持費、既定額から149万2,000円を減じて9,188万8,000円に しようとするものでございます。これにつきましては、12節委託料で149万2,000円の減額、 橋梁補修設計委託料の執行残でございます。

下段に移ります。4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に300万円を加えて1億2,029万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、24節積立金で300万円の増額、この増額基準につきましては新年度予算計上時に予定のなかった新規住宅の建設が見込まれるために移住・定住支援事業補助金の増額のための積立てのための増額でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の 方よろしくお願いいたします。

- ○議長(岩井英明君) 谷教育委員会次長。
- ○教育委員会次長(谷 早苗君) 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の36ページをお開きください。 9 款教育費、1項教育総務費、2 目事務局費、既定額から29万1,000円を減額し、3,715万3,000円にしようとするものです。内訳は、人事異動等による人件費の減額を行うものです。

続いて、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額に8,000円を追加し、1,177万8,000円にしようとするものです。内訳は、会計年度任用職員、社会教育指導員の期末手当支給に当たり計算基礎額に基準日前6か月以内に支給された時間外勤務手当が含まれて算定されることから、不足額を増額しようとするものです。

続いて、9款4項2目社会教育施設費、既定額から54万5,000円を減額し、850万6,000円にしようとするものです。内訳は、生活改善センター前の除雪委託を今年度より建設課で発注する公共施設除雪業務に含めてお願いすることから、それに係る委託料を土木費に移管するため減額を行うものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審 議のほどお願いいたします。

- ○議長(岩井英明君) 藤田保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(藤田俊幸君) それでは、私から保健福祉課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計補正予算書6ページをお開きください。2、歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に56万1,000円を追加し、1,293万5,000円にしようとするものです。内訳は、歳出予算の財源として一般会計繰入金を増額するものです。

続きまして、7ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、既定額に56万1,000円を追加し、552万2,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で令和3年度に予定される法改正に伴い必要となる後期高齢者医療システムの改修に係る経費を計上するものです。なお、本事業は国庫補助対象となる予定ですが、現段階で基準額や交付率が未定であることから確定の後に歳入予算へ計上する予定となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算書6ページをお開きください。2、歳入、4款繰入金、 1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から22万4,000円を減額し、3,562万2,000 円にしようとするものです。内訳は、歳出予算の減に伴って減額するものとなっておりま す。

続いて、7ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から22万4,000円を減額し、456万7,000円にしようとするものです。内訳は、人件費の減のほか12節委託料で、市町村事務処理標準システム北海道クラウドに係るオンライン資格確認対応業務委託料を新規で計上するものとなっております。

なお、8ページからの給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

以上で国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(岩井英明君) 神介護保険課長。
- ○介護保険課長(神 信弘君) 私から介護保険課所管の介護保険サービス事業特別会計 補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

6ページをお開きください。2、歳入、2款道支出金、1項道補助金、1目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金37万7,000円を新規に計上するものでございます。こちらは、一般会計歳出補正予算においてもご説明をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業としまして4月1日以降に感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要な事業所への掛かり増し経費と介護サービス事業所に勤務する職員に対して慰労金が交付されるものでございます。金額の内訳につきましては、事業所の掛かり増し経費としまして7万7,000円、介護職員への慰労金として6名分の30万円となります。

7ページを御覧ください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に61万円を加えて3,308万4,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金の増額でございます。

続いて、8ページをお開きください。3、歳出、1項総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額に98万7,000円を加えて4,425万6,000円にしようとするものです。内訳は、4節共済費の負担率改定により2万円を減じるもののほか、7節報償費は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として介護職員6人分の慰労金30万円の新規計上、10節需用費でデイサービスセンターの自動ドアについて人感センサーが経年劣化により誤作動が発生していることから修理を行うものでございます。

続いて、9ページを御覧ください。2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、こちらは歳出の補正はございませんが、財源内訳の補正となり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の事業所への掛かり増し経費の7万7,000円を一般財源から道支出金に補正するものでございます。

10ページからの給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(岩井英明君) 今城建設課長。
- ○建設課長(今城 豪君) 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、既定額に306 万5,000円を加えて3,01451,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1 節一般会計繰入金の増額でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。5款村債、1項村債、1目簡易水道事業債、新規に300万円を補正計上しようとするものでございます。内訳といたしましては、1節簡易水道事業債の新規計上でございます。これは、総務省の要請がございまして、令和6年4月1日までに水道の会計方法を公営企業会計へ移行するというような要請がございまして、そのための準備の計画策定でございます。今後のスケジュールといたしましては、令和2年度に計画策定、3年度に固定資産台帳の整備、4年度に条例改正とシステムの導入、5年度に運用準備期間ということでやっていきたいというふうに考えております。

9ページを御覧いただきたいと思います。 3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、既定額から5,000円を減じて898万4,000円にしようとするものでございます。 内訳といたしましては、4 節共済費で5,000円の減額、これにつきましては負担率改定によるものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に607万円を加えて6,788万5,000円にしようとするものでございます。10節需用費で250万円の増額、これにつきましては各水道施設の修繕費が不足するための増額でございます。11節役務費で11万円の増額、これにつきましては都簡易水道の役務費が不足するための増額でございます。12節委託料で300万円の新規計上、これにつきましては先ほど歳入でご説明したとおり令和6年4月1日から公営企業会計へと移行するための計画策定でございます。15節原材料費46万円の増額、これにつきましては都簡水の原材料費が不足するための増額でございます。

11ページからの補正予算給与明細書につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明を終了いたします。ご 審議の方よろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、 1目一般会計繰入金、既定額から3,000円を減じて6,517万8,000円にしようとするものでご ざいます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の減額でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。7款村債、1項村債、1目下水道事業債、既 定額に300万円を補正計上しようとするものでございます。内訳といたしましては、1節下 水道事業債の新規計上でございます。これは、水道と同じく総務省の要請がございまして、 令和6年4月1日より下水道の会計方法を公営企業会計へと移行するための準備のための 計画策定でございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、 1目一般管理費、既定額から3,000円を減じて385万円にしようとするものでございます。 内訳といたしましては、4節共済費の減額、これにつきましては負担率改正による減額で ございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に300万円を加えて6,304万9,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、12節委託料の増額、新規計上でございます。これにつきましては、収入で説明したとおり令和6年4月1日から水道と同じように公営企業会計へと移行するための計画策定でございます。

11ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号から議案第49号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第49号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議 することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員にお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

◎日程第14 認定第1号ないし日程第19 認定第6号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第14、認定第1号 令和元年度赤井川村一般会計歳入 歳出決算の認定についてを議題といたします。

この際、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までを一括議題といたしたい と思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第14、認定第1号 令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて、日程第15、認定第2号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第19、認定第6号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長(大石和朗君) それでは、ただいま上程をいただきました認定第1号から第6号までの説明をさせていただきます。

なお、決算認定の説明につきましては、要点のみの説明とさせていただきますので、ご 理解くださいますようお願いを申し上げます。

認定第1号 令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度赤井川村一般会計歳入歳出決算を別 紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、1ページから歳入となりますが、3ページ目の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額24億470万720円、調定額22億589万980円、収入済額21億8,693万3,510円、不納欠損額40万739円、収入未済額1,855万6,731円、予算現額と収入済額との比較につきましては2億1,776万7,210円であります。

それでは、1ページ目にお戻りいただきたいと思います。不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。1款村税、1項村民税につきましては、不納欠損額は26件で30万6,839円、収入未済額につきましては延べ59件で238万31円。

2 項固定資産税につきましては、不納欠損額12件で5万1,100円、収入未済額につきましては延べで37件、1,578万5,000円でございます。

3 項軽自動車税につきましては、不納欠損額10件で3万8,600円、収入未済額につきましては延べ54件で35万9,400円でございます。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思います。15款使用料及び手数料、2項の手数料につきましては不納欠損額は4,200円、収入未済額が3万2,300円で、ともに税の督促手数料でございます。

次に、4ページ目、5ページをお開きください。歳出のほうに入ります。5ページの下段、歳出合計を御覧いただきたいと思います。予算現額24億470万720円、支出済額21億7,937万4,279円、翌年度繰越額1,814万4,000円、不用額2億718万2,441円、予算現額と支出済額の比較につきましては2億2,532万6,441円でございます。

続いて、6ページです。歳入歳出差引き残額につきましては755万9,231円、うち基金繰 入額につきましてはゼロ円。 令和2年9月16日提出、赤井川村長。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、60ページを御覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書です。歳入総額22億283万6,510円、歳出総額21億7,937万4,279円、歳入歳出差引額2,346万2,231円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましては1,814万4,000円、実質収支額につきましては531万8,231円でございます。

続いて、61ページに移ります。一般会計財産に関する調書です。ここでは、移動箇所の みの説明とさせていただきます。

それでは、次のページの62ページ目をご説明申し上げます。 1、公有財産、(1)、土地及び建物、公共用財産の建物のうち公営住宅で127平米の減、これは都地区村営住宅解体工事によるものでございます。続いて、宅地で4,977平米の増、これは河川敷地の公共用地未処理敷地の買上げ及び寄贈を受けたものによるものでございます。

続いて、63ページです。(2)、山林で面積の増減はありませんが、立木の推定蓄積量につきまして2,685立米の増、これは主に自然増によるものでございます。

次に、(7)、出資による権利のうち備荒資金組合超過納付金で656万3, 324円の増、これは配分金でございます。計8件の決算年度末残高につきましては13億2, 954万1, 151円となります。

次に、65ページに移ります。 4、基金、財政調整基金で1億5,298万1,893円の減、これは平成30年度の決算において出納整理期間中に1億5,300万円を取り崩し、財源補填を行ったことによる減及び利子の増によるものでございます。公共施設整備基金で51万9,149円の増、これは利子の増によるものでございます。土地開発基金で1,726円の増、これも利子の増によるものでございます。農産物価格安定基金で4万3,891円の増、こちらも利子の増でございます。敬老福祉基金で13万円の増、これは新規積立てによるものでございます。村営住宅敷金基金で5万7,600円の減、これは入居者の転出によるものでございます。村営住宅敷金基金で5万6,930円の増、これは利子の増によるものでございます。さくら・もみじ基金で985万2,167円の減、これは事業費繰入金の減によるものでございます。さくら・もみじ基金で985万2,167円の減、これは事業費繰入金の減によるものでございます。移住・定住支援事業基金で899万9,879円の減、これは事業費繰入金の減などによるものでございます。また、元年度より新たに森林環境譲与税基金が創設され、109万9,003円を積んでおります。以上、14基金合計で1億7,004万840円の減、決算年度末現在高で12億9,776万6,424円となります。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、認定第2号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、1ページ目をお開きください。まず、歳入ですが、下段の合計欄を御覧いた

だきたいと思います。予算現額1,714万円、調定額1,632万7,126円、収入済額1,602万9,226円、収入未済額29万7,900円、予算現額と収入済額との比較111万774円でございます。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。 1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料につきましては、収入未済額は1件で29万7,400円でございます。

2款使用料及び手数料、1項の手数料につきましては、収入未済額は500円で、督促手数料でございます。

続いて、2ページの歳出に移ります。こちらも合計欄を御覧いただきたいと思います。 予算現額1,714万円、支出済額1,602万8,316円、不用額111万1,684円、予算現額と支出済額 との比較も同額の111万1,684円でございます。

続いて、3ページ、歳入歳出差引き残額でございます。これが910円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

それでは次に、9ページをお開きいただきたいと思います。最後のページです。実質収支に関する調書です。歳入総額1,602万9,226円、歳出総額1,602万8,316円、歳入歳出差引額910円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額910円でございます。

後期高齢者医療特別会計については以上でございます。

次に、認定第3号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入 歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、1ページ目をお開きください。歳入ですが、下段の合計欄を御覧ください。 予算現額5,384万2,000円、調定額5,815万6,253円、収入済額5,485万4,353円、不納欠損額 44万3,900円、収入未済額285万8,000円、予算現額と収入済額との比較につきましては三角 の101万2,353円でございます。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。 1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税につきましては、不納欠損額につきまして20件で44万2,200円、収入未済額につきましては延べ81件で284万3,900円でございます。

2款使用料及び手数料、1項の手数料につきましては、不納欠損額が1,700円、収入未済額が1万4,100円で、ともに督促手数料でございます。

次に、2ページ、歳出のほうに移らさせていただきます。こちらも合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額5,384万2,000円、支出済額4,994万7,092円、不用額389万4,908円、予算現額と支出済額との比較も同額の389万4,908円でございます。

続いて、3ページ目に移ります。歳入歳出差引き残額490万4,261円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

続きまして、13ページをお開き願いたいと思います。実質収支に関する調書です。歳入総額5,485万4,353円、歳出総額4,994万7,092円、歳入歳出差引額490万7,261円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額490万7,261円でございます。

次に、14ページ目をお開き願いたいと思います。国民健康保険特別会計の財産に関する調書でございますが、これも移動があったもののみ説明をさせていただきます。下段、4、基金、財政調整基金1,024円の増、これは利子の増によるものでございます。

国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。

次に、認定第4号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の 認定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、1ページ目をお開き願いたいと思います。歳入です。下段の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額4,947万3,000円、調定額4,840万7,707円、収入済額4,870万7,707円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額ゼロ円、予算現額と収入済額との比較につきましては106万5,293円でございます。

次に、2ページの歳出です。こちらも合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額 4,947万3,000円、支出済額4,840万7,284円、不用額106万5,716円、予算現額と支出済額と の比較も同額の106万5,716円でございます。

続きまして、3ページ目です。歳入歳出差引き残額につきましては423円、うち基金繰入額はゼロ円。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

次に、11ページ目をお開き願いたいと思います。実質収支に関する調書でございます。 歳入総額4,840万7,707円、歳出総額4,840万7,284円、歳入歳出差引額423円、翌年度へ繰り 越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額423円でございます。

次に、12ページ目を御覧ください。介護保険サービス事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらの移動はございませんでした。

以上で介護保険サービス事業特別会計を終わらせていただきます。

次に、認定第5号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入 歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

こちらも1ページ目をお開き願いたいと思います。こちらも歳入の下段を御覧ください。

予算現額7,443万1,000円、調定額7,264万6,834円、収入済額7,257万7,354円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額6万9,480円、予算現額と収入済額との比較につきましては185万3,646円であります。

収入未済額の説明をさせていただきます。 1 款事業収入、 1 項使用料につきましては、収入未済額につきましては延べ 2 件で 6 万9, 480円となります。

次に、2ページ目、歳出に移ります。こちらも合計欄を御覧いただきたいと思います。 予算現額7,443万1,000円、支出済額7,257万7,320円、不用額185万3,680円、予算現額と支 出済額との比較も同額の185万3,680円でございます。

続いて、3ページです。歳入歳出差引き残額34円、うち基金繰入額ゼロ円。 令和2年9月16日提出、赤井川村長。

続いて、9ページ目をお開き願いたいと思います。実質収支に関する調書でございます。 歳入総額7,257万7,354円、歳出総額7,257万7,320円、歳入歳出差引額が34円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額34円でございます。

次に、10ページ目を御覧いただきたいと思います。簡易水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらも移動があったもののみ説明をさせていただきます。10ページ右側の下段、2、物品、量水器1か所増、こちらは赤井川簡易水道浄水場の配水量を調べるための新設でございます。同じく配水管95メーター増、こちらにつきましては町内東線の95メーターの新設によるものでございます。

簡易水道事業特別会計は以上でございます。

最後となりますが、認定第6号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳 出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

それでは、1ページ目をお開き願いたいと思います。まず、歳入です。下段の合計欄を 御覧いただきたいと思います。予算現額6,755万8,000円、調定額6,688万634円、収入済額 6,688万634円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額ゼロ円、予算現額と収入済額との比較につ きましては67万7,366円でございます。

次に、2ページ目の歳出に移ります。こちらも合計欄を御覧いただきたいと思います。 予算現額6,755万8,000円、支出済額6,688万51円、不用額67万7,949円、予算現額と支出済額との比較も同額の67万7,949円でございます。

続いて、3ページ目です。歳入歳出差引き残額583円、うち基金繰入額ゼロ円。 令和2年9月16日提出、赤井川村長。

次に、9ページ目を御覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。 歳入総額6,688万634円、歳出総額6,688万51円、歳入歳出差引額583円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましてはゼロ円、実質収支額につきましては583円でご ざいます。

次に、10ページ目をお開き願いたいと思います。下水道事業特別会計の財産に関する調書でございますが、こちらも移動があったもののみ説明させていただきます。右側下段、2、物品、下水道管98メーターの増、こちらも上水道と同様、町内東線の新設によるものでございます。

下水道事業特別会計は以上でございます。

ただいま令和元年度6会計の決算認定の説明をさせていただきましたが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終わりましたので、令和元年度の決算並びに財 政健全化、経営健全化に係る監査委員の報告を求めます。

大西代表監查委員。

○代表監査委員(大西敏典君) 令和元年度各会計の決算並びに基金及び資金の運用状況 について意見報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により赤井川村長より提出のありました令和元年度赤井川村一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計について、8月26日、27日に湯澤監査委員並びに事務局書記と監査を実施いたしましたので、報告いたします。

歳入については、各会計において予算現額、調定額、収入済額、収入未済額等について 予算書並びに歳入内訳簿、収入命令簿、収入伝票により審査し、歳出については歳出内訳 簿、支出証書等により審査し、各項目ごとに計数を照合し、事業内容を確認した結果、適 正に処理されていることを報告いたします。

なお、一般会計においては実質単年度収支がマイナス561万円で、前年の平成30年度実質 単年度収支マイナス2億2,080万7,000円と比較し、大幅な減額がなされておりますが、令 和元年度においても財源不足を補うため公共施設整備基金9,800万円を繰り入れたことに よるもので、財源不足を基金に委ねる会計運営が続いております。

年度ごとで全体事業の増減により、不足する財源を基金に求めることは理解できますが、 今後とも厳しい会計運営が続くことが予測されることから、一層の経常経費等の削減に努 めていただきたい。

また、村民税、固定資産税、国保税等の収入未済額については一層の徴収努力をしていただきたい。

次に、地方自治法第241条第5項の規定による基金及び資金の運用状況については、各台帳、関係諸帳簿により審査の結果、適正に処理され、相違ないことを確認しました。今後とも各種基金の目的に沿った適切な管理運用に努めていただきたい。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律による令和元年度財政健全化審査、経営健全化審査については、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、いず

れも適正に作成されているものと認められました。

以上、令和元年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の意見報告とさせていただきます。

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号につきましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号につきましては、決算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり山口芳之議員に、副委員長につきましては能登ゆう議員にお願いいたしたいと思いますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

それでは、ここで休憩いたします。

午前11時10分 休憩 午前11時25分 再開

- ○議長(岩井英明君) それでは、会議を再開いたします。
 - ◎日程第20 同意案第10号及び日程第21 同意案第11号
- ○議長(岩井英明君) 次に、日程第20、同意案第10号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを議題といたします。

この際、日程第20、同意案第10号から日程第21、同意案第11号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第20、同意案第10号から日程第21、同意案第11号までの赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて、2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、ただいま上程いただきました2件の同意案について説明をさせていただきます。

同意案第10号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて。 次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法 律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は野田満、(生年月日)、住所は(住

所) でございます。

1ページ目をお開きください。略歴がございます。野田さんにつきましては、(生年月日)(年齢)、(性別)でございます。新たな任期でございますけれども、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間。最終学歴につきましては、(学歴)を卒業しております。主な職歴につきましては、(職歴)。主な公職、(公職)、赤井川村の教育委員を平成20年10月から平成27年9月まで、保護者委員として務めていただいております。(公職)。

野田さんにつきましては、教育に見識をお持ちの方であり、教育行政の推進にご尽力を いただける方として提案させていただいておりますので、同意くださいますようよろしく お願いいたします。

続きまして、同意案第11号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについて。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法 律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月16日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は桐木眞英、(生年月日)、住所は(住 所)でございます。

1ページ目をお開きください。略歴のご説明をします。桐木さんにつきましては、(年齢)で(性別)でございます。任期につきましては、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間ということで、前任者の残任期間になってございます。前者、現の教育委員さんにつきましては、あと1年任期が残っておりますけれども、体調不良ということで、この9月30日で辞任したいという本人の申出もありまして、そういった申出を受けたことから新たに同意を求めさせていただくもので、期間は1年間ということになっております。最終学歴は、(学歴)。主な職歴な、(職歴)。主な公職、(公職)。

桐木さんにつきましては、学識経験を持って教育行政の推進にご尽力いただける方であると考えておりますので、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(岩井英明君) 提案理由の説明が終了いたしましたので、同意案第10号 赤井川 村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑あり ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。
 - これで質疑を終わります。
 - この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第10号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第10号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第10号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第11号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論についても省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第11号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第11号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第11号 赤井川村教育委員会の委員の任命に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

これで午前中終了いたします。

午後は1時再開ということで休憩に入ります。

午前11時32分 休憩 午後 1時00分 再開

○議長(岩井英明君) 会議を再開いたします。

◎日程第22 一般質問

○議長(岩井英明君) 次に、日程第22、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、 30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○1番(連 茂君) それでは、一般質問させていただきます。

3点ほど村長のほうにお伺いさせていただきます。

まず、第1点目なのですが、六次産業化についてということで、以前農産物加工施設特別委員会において選挙公約違反になるかもしれませんがと前置きをした上で、村として農産物加工施設を存続させる意思はないという内容の発言がありました。

そこで、2年前の村長の選挙公約を読み返してみると、加工、流通、販売など、六次産業化を目指す取組を支援しますとあります。加工施設のできた背景や記録を読み返しても、村が所有することが、イコール六次産業化への支援と一致させることは難しく、解釈にもよりますが、私自身は公約違反だとは考えません。

ただ、一方で六次産業化への支援が実際に行われているかと調べてみても、これといった事業やそれに対するアプローチがあると思えない現状ではないでしょうか。

六次産業の定義が広い分、支援も行いやすいのではないかと考えます。次世代農業者の連携を図るプラットフォーム作り、定期的な食品加工の講習会、パッケージ及び商品化支援、赤井川ブランドの確立と拡充、キロロや道の駅と連携した農産物の販売の拡大など、六次化の後押しにつながる支援は幾つもあります。

コロナの影響で落ち込んだ観光ビジネスの再生も必要ですが、今コロナの影響で基本的な生活の豊かさを求める国民の傾向が強く、地方創生やふるさと納税など田舎の価値が上がっているのも事実です。それらを踏まえ、農業に対しての村独自の支援を考えるいいタイミングではないでしょうか。

そこで、村長にお聞きします。現行の支援で六次産業化につながるようなものがあれば お知らせください。また、今後村長として考えている新たな施策があればお伺いします。

2点目、村のホームページについてお聞きします。村のホームページについては、村長は情報の鮮度の向上を目標に掲げていたと記憶していますが、情報の鮮度を役場職員に求めると、システムの使い勝手の悪さを指摘する声が何度となく聞こえてきました。原因はどこにあるのでしょうか。

かなり古い話になりますが、村のホームページを立ち上げる際、ホームページの制作者 としてアドバイスを求められ、設計図について担当者とかなり入念に話し合った経験があ ります。実は、現在のホームページはその当時に描いたデザインとほぼ変わっていません。 特にここ数年でネットツールがパソコンからスマホに変わり、情報を得る方法も机の上か ら手のひらに移り変わりました。それを受け、情報発信の方法もいろいろと変わる中、赤 井川村のホームページは20年前のまま。率直に言えば、現在の赤井川村のホームページは 時代遅れで扱いづらいのではないでしょうか。

近隣市町村のホームページを見ても、いつの間にかスマホ世代に合わせたホームページ に生まれ変わり、更新回数も多く、情報の鮮度という面では比べ物にならない気がします。 いち早く見直す必要があると思いますが、今後どのように運営、管理されようと考えてい るかお聞かせください。

3番目の質問です。120周年のさくらの森公園について。開村を祝って造られたさくらの 森公園ですが、公園ができて1年、よほど無理をして眺めないと公園だと思えない状況で す。今後どのように維持管理していくのか、方針をお伺いしたいと思います。

植えた120本の桜は現在枯れているものはありませんが、同時に植えたと思われる植物たちが元気に育っているとは思えず、一見すると砂漠のような状態です。造成された土地なので、ある程度は仕方ないと思って見ていましたが、少しの雨で地盤が流れ、桜の木の中をのんびりと散歩する気にもなりません。雨の日や暗がりなどは、公園の中に入るのも敬遠するほどです。

公園と名前がつくものを幾つか見てきましたが、あれが公園かと目を疑うような状態で、 村外から来た知人を連れていったりSNSで全国の人に紹介できるような公園ではないと いうのが率直な感想です。公園として村が管理していくなら、とっても寂しい限りだと思 います。村長が描くさくらの森公園、何かプランやお考えがあればお知らせください。 以上です。

- ○議長(岩井英明君) 村長。
- ○村長(馬場 希君) それでは、連議員からの3点の質問についてお答えさせていただきます。

まずは、六次産業化についてでございます。1点目の六次産業化につながる現行の支援でありますが、広義に言わせていただければ、新規就農希望者の受入れによる生産者育成支援を初め、生産物、加工品を含むですけれども、販路拡大となるふるさと納税の推進、消費者へ安全、安心を届ける特別栽培農産物の確認支援、生活協同組合を介して生産者と消費者、村と消費者の交流から派生する生産物の消費拡大への支援。赤井川村国際リゾート推進協会を介して地場産品(加工品含む)の販路拡大支援などは、村が積極的に関わりを持って進めている取組支援であると考えております。

2点目の新たな施策についてのご質問ですが、村で生産される作物を原料にしたお土産品などに使える加工品作りの必要性は感じていますが、農業者の個別経営の中におけるマンパワー不足は紛れもない現実であり、村としては農業経営を安定させる支援に重点を置きながら、全産業事業者の中から生産、加工、流通をプロデュースできる組織の動きを見いだせれば既存の地場産業振興対策事業補助金の活用も視野に入れた初期投資支援も検討でき、六次産業化支援につなげることができると考えております。

次に、村のホームページの現状と今後の運用についてでございます。 1 点目のシステム

の使い勝手の悪さの原因はどこにあるのかというご質問ですが、地方公共団体における情報セキュリティー対策として個人番号利用事務、市区町村、都道府県、国とを結ぶLGW AN接続系事務及びインターネット接続系事務の3つに分類し、セキュリティー強靱化を図っています。

村のホームページの情報更新は、この中でインターネット接続系事務に分類されます。 庁内にインターネット端末を3台配置し、また全職員のパソコンより仮想上のパソコンを 経由してインターネットへ接続する仕様となっており、接続先は都道府県と市町村が構築 した自治体情報セキュリティークラウドを経由してインターネットへ接続しております。 これにより情報漏えいやウイルス対策が高度化された反面、インターネットの接続に時間 を要すること、作業中にフリーズしてしまうなど、作業効率が低い面があります。ホーム ページのシステムに難点があるのではなく、この点に情報更新の作業性に対する課題を有 しております。

現在国においても、自治体内情報ネットワークの分離、分割による事務効率の低下を改善するために、効率性、利便性を向上させた新たな自治体情報セキュリティー対策の検討が進められているところです。

次に、現在のホームページが時代遅れではないか、また今後どのように運営、管理をしていくのかというご質問ですが、ウェブデザインも昨今のスマートフォンの普及により大きく変遷しておりますし、ホームページの閲覧方法も同様です。また、今般の新型コロナウイルス感染症における村ホームページの情報につきましても多くの村民の方に閲覧いただき、重要な情報発信ツールであると改めて認識したところです。引き続き重要な情報発信ツールとして活用するとともに、先ほど申し上げました新たな自治体情報セキュリティー対策の動向並びにホームページリニューアルに対する費用を鑑みながら検討を進めていくこととしております。

次に、開村120周年さくらの森公園の今後の管理の方向性についてについてでございます。 ご存じのように、平成31年4月26日に開村120年を記念して、未来の村の景観整備と記念すべき年を後世に伝えるべく、桜の植樹活動を行った経過にあります。

当該場所は造成地でもあり、決して良質な土壌ではないところですが、植樹から2年を迎え、樹木も風雪に耐えてしっかりと生育しておりますし、自然の力で植樹地両側より中心部にかけての緑化も進んできております。当面は、芝をまくというようなことではなく、草を刈り込み、自然緑化の推移を見ていきたいと考えており、植物についても生育の状況を見ながら散水などの管理を行っていくこととしています。

また、質問の中に全国の人に紹介できるような公園ではないということが率直な感想とのご発言もありましたが、昨年は小学生が自然学習の一環として開村120年の植樹地を訪れるなど学習の場としても利用されております。現地には、さくらの森公園との看板を掲げておりますが、植樹から一、二年という近視眼的な視点ではなく、桜植樹の目的である開村120年を記念する未来への景観づくりが開村150年へとしっかりと受け継がれ、この地が

成木の桜色に染まるさくらの森公園となるよう管理を行っていきたいと考えております。 以上でございます。

○議長(岩井英明君) 再質問ありますか。 連茂君。

○1番(連 茂君) まず、六次化の件なのですけれども、六次化の件に関しては特に 農業、僕も農業をやっているものですから、馬場村長が選挙のときにみこしを担いでくれ た次世代の農業者、その人たちの期待に沿った取組を今後期待して、この質問に関しては 要望だけお伝えして終わりたいと思います。

次、2番目のほうに質問させていただきますが、今朝の新聞にもみじ祭の記事が載っていました。多分2回目か3回目、僕見たと思うのですけれども、その広告の一番右の上辺りに詳しい内容は赤井川村ホームページを御覧くださいと書いてあるのです。僕は、赤井川村のホームページを見て、今朝も見てみましたけれども、もみじ祭の記載がどこにもないのです。多分どこか探したらあるのかもしれないけれども、少なくとも一般の人が見たときに、あっ、もみじ祭の内容とタップ、もしくはクリックできるようなものがトップページの中には全くないです。それが馬場村長の言っている情報の鮮度というふうな部分で生かされたホームページだと言えるでしょうか。使い勝手の悪さという部分では、以前から総務課長ともいろいろとお話はさせていただいていますが、最低限情報発信するとしたら、やはり少なくとも新聞に出た部分の情報を捉えるようなホームページになっていなければ、これはホームページを出しているほうも恥ずかしいし、見るほうとすれば行く気もなくなるというようなものではないかなというふうに思うのですけれども、その辺どのようにお考えですか。

○議長(岩井英明君) 村長。

○村長(馬場 希君) ホームページの情報発信の仕方という部分で、私が言ってきた鮮度を上げて情報発信してくるという意味では、やはり少し落ち度があるのかなという感じは今までもしています。率直に言って私もそう思って、自分からも情報発信をなるべくするようにしているということで、そういった部分でホームページそのもののリニューアルというものを僕が就任したときも何とか検討を進めてくれということで担当のほうにもお願いをしておりますし、ただやはりかなりお金がかかってしまうと。今現在のホームページのあの格好の中ででも、要するにお金をかけるともう少しスムーズに動いたりだとか、簡単に飛んでいったりだとかということができるようなのですけれども、それをやるにはやっぱりかなりのお金が、経費がかかってしまうというようなことがあって、実は優先順位としてそこに今お金をかけるべきか、今必要とされている部分にお金をかけるかという、今年の新年度予算なんかを考えたときも、どうしてもやっぱりそこの部分は今のお金の使い方からすると先にやってしまいたいことがあるというふうに、そっち側に回してしまっているのも、これまた事実でございます。連議員が指摘するように、見やすく、誰もが簡単に、今スマホの時代に対応するようなホームページにしていきたいという思いはすごく

持っておりますし、できれば今すぐにでもやりたいというのが心情ですけれども、言い訳になりますけれども、そういったような経費的な問題もあって優先順位をつける上でどうしてもまだ手がつけられていないというのが現状ですし、先ほどお話ししたセキュリティーの問題も当然出てきますので、いましばらくそういった部分、なるべく気をつけて、今言われたチラシに出ていることはちゃんとホームページ見たらなるようにとかということは気をつけていくように今後もしていきたいというふうに思いますけれども、すぐリニューアルというのはなかなか難しいということだけはご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長(岩井英明君) 連茂君。

○1番(連 茂君) お金の部分というのも十分僕自身も考えなければいけないだろうなとは思うのですけれども、やはり優先順位でいうと僕なんかは今この情報時代に2番手、3番手にする問題なのかというふうな部分は声を大にして言いたいなと思います。特に難しい部分なのかもしれないですけれども、国の今回の組閣でデジタル庁というのができるだとか、あとマイナンバーをひもづけしようだとか、そういうような部分でいうと非常にコンピューターの最適化というのを国もやっていくし、そのまま地方にも下ろしていくというふうな現実が見えているので、優先順位の選択というのは当然村長がしていくべきことなのですけれども、ぜひアーキテクトになって、こういう情報発信という部分に関してはけちらず、早めに。本当に後志のほかの市町村のホームページ見ても、全部スマホ化されていますから。赤井川だけです、この地域の中では。だから、早く変えてもらいたいなというのを要望として、次の質問の公園のほうの話に移りたいと思います。

3番目に掲げたさくらの森公園なのですけれども、本当に村長が書いていた緑化がちょっと進んでいるみたいなことが書いてありましたけれども、僕としては全く進んでいないような気がするのですけれども、これは白黒の写真で僕が持ってきたものなのであれなのですけれども、わざと分かりやすいように白黒にしたのですけれども、ここ入り口です。入り口がこんな溝ができてしまっている。そのまんまです。これは、1か月とかの話ではないです。もう半年ぐらい前からこんな状態です。誰がここに入るのですか。草も生えていないし、多分春にマリーゴールドか何か植えているのです、入り口の中学校側に。そのマリーゴールドはほとんど瀕死状態です。肥料もあげていないのか、花だから肥料要らないと思ったのかどうか分からないですけれども、個人的にバーク堆肥か何か敷いて、そこに多年草か何か植えているのは何となく生きているような気がしましたけれども、ほかのものは全く生きているような状態ではない。

あと全国の人に紹介できるようなところの発言で、小学生が自然学習の一環として開村120周年の植樹地を訪れるなど学習の場として利用されておりますと書いてありますけれども、公園の中に入るとこれがあるのですけれども、これは何なのですか。よくよく見ると、道の駅の前に置いてある馬のFRPか何かで作ったものだと思うのですが、これ設置しているのですか。触ったら揺れます。触ったら、ぐらぐら、ぐらぐら揺れる。こんなも

のがぽんと置かれているのです。何の意味もなく置かれています。何かも意味が分からない状態で置かれている。そんなところに子供連れていって、これ何と子供たち思いますよね。それに対してどういう回答をいただけるのか、お答えいただけますか。

○議長(岩井英明君) 村長。

○村長(馬場 希君) さくらの森公園の関係について、ご質問にお答えさせていただきます。

そもそもあそこに緑化というか桜を植えるというのは、先ほど申したようにきちんと公 園化をすると、将来に向けて公園化をするというようなことでやって、あそこを造成した ということでありまして、最初から公園としてきちんと造成をして整備をするというよう な形の中での考え方でスタートしたというふうには私自身も聞いておりませんし、そうい うふうな格好で管理をしていくというような。もう一つは、木の部分は別として、植栽の 部分についてもボランティアさんなんかが気を使ってやってくれているというような状況 で、村で資材分を用意したりだとかというのはあるのですけれども、直接的に花壇にする だとかなんとかというような格好の計画の中であそこに花が植わさっているというよりは、 ボランティアさんが自分たちでちょっと手をかけてというような格好ですので、馬の部分 も道の駅で鋳造したときの型枠があったので、それを有志の方が何か色を塗って使っても いいかというようなことでの申出があったので、危険がないように、見栄えがいいように なるのであればということであそこに持っていって置いたというようなことでございます。 何度も言うようですけれども、今すぐお金をかけてここに造成するというよりは、もう少 し成木、もう少し大きくなってからあそこの周辺、当初あそこを造ったときには体育館の 裏の池の部分だとか何かも含めてきちんと整備をしていきたいというようなことで当時い ろいろ準備をしたというふうに記憶していますけれども、我々もそこを継承する形の中で もう少し成木になってからきちんと公園化をしていくというようなこと、こっち側の体育 館の裏の池の部分も含めて、あの部分は村有地ですから、そういったことをこの先しっか り計画していかなければならないということを引き継いでいますので、そういった状況の 中で今はあそこを管理しているということでご理解をいただきたいというふうに思います。 ○議長(岩井英明君) 連茂君。

○1番(連 茂君) さくらの森、将来はあそこにいっぱいピンク色の花が咲いてというのは何となくイメージができて、そこに村の人たちが集まれば、集えば、すごくいいのではないかなという期待を込めて僕もあそこの公園は見ています。ただ、公園というのはやはり自然にできるものではなくて、人間が管理してできて、初めての公園です。公園の定義を調べてみると、公衆が集い、または遊び楽しむための公開された場所、区域。したがって、公共性の高い団体、組織によって供され運営されることが多いと書かれています。ぜひそういう人たちが集まる公園づくりというのも視野に入れて、あそこの土地を有効活用してもらいたいな。特に温泉に行った方なんかも目に入るところに大きな大きな看板出ていますので、ちゃんと公園と書いてありますから、あれがまさか、公園がなければまた

考えも違うのかもしれないけれども、公園と書いてある以上は、やはりみんなが集まれるような場所になるべく早くしてもらいたいなという、これも要望を込めて質問を終了したいと思います。

以上です。

- ○議長(岩井英明君) 村長。
- ○村長(馬場 希君) 看板立てていて公園ではないといったら非常に怒られる話なのですけれども、先ほども申し上げたとおり、この先成木になって、生育状況を見ながら、当然生き物ですから、枯れたりすれば補植をしていくだとかということで、ある程度計画する中で今後、今連議員が言われるように早めにというようなお言葉もありましたけれども、状況を見ながら余り見栄えの悪くないような格好にしてきちんと、看板を公園にしているのですけれども、条例でまだ公園という位置づけを村としてもしていないというのが現状なものですから、そういった部分をきちんと整理しながら、あそこは130年、140年後というか、150年を迎えるに当たって、できれば150年のときにはすごい桜が咲いているというようなことを夢見ながら今後将来的に向けて整備をしていきたいというふうには考えてございますので、よろしくお願いします。
- ○議長(岩井英明君) 連茂君の一般質問を終了いたします。 続いて、能登ゆう君。
- ○4番(能登ゆう君) 2件質問いたします。

まず、観光、宿泊業の現状と村の取組について質問いたします。新型コロナウイルスの 感染拡大、この長期化によるダメージは幅広い業種に及んでいますが、特に観光、宿泊業 への影響は甚大であると伝えられています。感染の終息が見通せない中、今後冬のスキー シーズンには住民の雇用の大きな受皿ともなる観光、宿泊業について、村内事業者の現状 と今後の対策をどのようにお考えか質問いたします。

村内の観光、宿泊業について、感染拡大の影響が出始めたと思われる1月頃から現在までの景況をどのように認識されているかお伺いいたします。

どうみん割、Go To キャンペーン事業について、村内での成果をどのように評価されているかお伺いいたします。

臨時交付金を活用した村独自の宿泊施設活性化支援事業について、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

コロナ禍で移動の自粛が続く中、身近なお出かけ先としてのキャンプブームやマイクロツーリズムへの注目、また6月に日本政策投資銀行が行った調査では、外国人旅行者のコロナ終息後の旅行先として最も人気が高いのが日本という結果だったことなど、旅をすることに対するニーズ自体はなくなったわけではないようです。

旅行、インバウンド専門会社wondertrunkの岡本岳大さんが東洋経済オンラインに寄せた記事では、例えば旅行先を選ぶ基準の中でクリーン(清潔さ・衛生面)がより一層重要となること、サステナビリティー(持続可能性)への感心の高まりや自国では

できない学びへの志向、五感を含めた身体性での楽しみなど、新型コロナで世界の旅人の ニーズはこう変わるという視点が紹介されています。とりわけ持続可能性については、近 年のインバウンドブームで多くの観光客が押し寄せていた人気エリアでは、まだ観光客が 戻らない間にしっかりと持続可能な観光地としての規制を作っておく機会にできるかもし れませんと語られています。

コロナ後に国際リゾートとして生き残っていくためには、そうした旅人のニーズの変化に柔軟に対応していく必要があるでしょう。今年になってDMO登録候補法人が設立され、観光振興と地域づくりのハブとなる役割が期待されているところですが、自治体が主体的にビジョンを持って連携しなければ形骸化してしまうことも否めません。合意形成のお手本と言われるDMO、八ヶ岳ツーリズムマネジメントや長野県の白馬村、近隣のニセコ町など、観光開発と地域振興、環境保護とのバランスに配慮した先進地の取組は、赤井川にとって大変参考になるのではないでしょうか。

国際的なリゾート地として、コロナ禍の今だからこそ、その先を見据え、目先の需要喚起だけではなく、地域づくりの視点やSDGsなど国際的な指標も取り入れながら、地域全体の魅力を高める準備が必要と考えます。自治体として具体的にどのような取組を行われていかれるか、村長のお考えを伺います。

次に、村の防災対策について伺います。今年も全国的に豪雨災害が多発しています。6 月定例会での湯澤議員の質問でも触れられたように、新型コロナウイルス感染拡大によって、コロナプラス豪雨、コロナプラス台風といった複合災害への不安も高まっています。

赤井川村の大災害時対応マニュアルには、避難所の基本ルールとして運営委員会に必ず 女性を入れ、女性相談窓口を設置すると記載されています。避難所運営には、トイレ、衛 生、着替え、授乳、性被害の防止など様々な問題に対する配慮が求められます。災害時に 迅速に対応するためには、平時からの女性の参画が欠かせません。例えば昨年保健推進員 さんが行った防災学習会は大変有意義な機会であったと思います。村の防災対策における 女性の参画について、村長のお考えをお伺いいたします。

余市町では、余市町公式ラインアカウントが開設され、防災にも活用されています。住 民とダイレクトに情報共有するツールとして、特に若い世代には有効ではないかと考えま すが、村長はどのようにお考えになるでしょうか。

全国的に増加する自然災害に対応するため、9月から園芸施設共済の補償額が拡充されるそうです。農業共済や収入保険への加入は、農業者のみならず、村の基幹産業である農業全体にとってのセーフティーネットになると考えますが、村内農業者の加入率、加入拡大に向けて村としてどのような対策をお考えかお伺いいたします。

以上です。

- ○議長(岩井英明君) 村長。
- ○村長(馬場 希君) それでは、能登議員のご質問に対してお答えさせていただきます。 まず、観光、宿泊業の現状と村の取組についてお答えさせていただきます。

1点目の新型コロナウイルス感染症に関連する村内事業者への影響ですが、スキーリゾート施設ではシーズン当初は順調な入り込みでしたが、2月以降の宿泊数は大きく落ち込みました。このほか、村内観光の指標となる道の駅あかいがわの来場者数も減少し、観光及び宿泊業はコロナ禍による大きな打撃と影響を受けていると認識をしております。

2点目のどうみん割、Go To キャンペーンについては、事業者登録し、旅行商品を販売している事業者には一定数の需要があるようです。Go To事業に関しては、今後10月をめどに東京発着の商品も追加となる方向で調整が進んでいるので、秋から冬シーズンに向けて観光、宿泊業の活性化に期待しているところです。

ただ、村内宿泊事業者で事業者登録を悩んでいる方もいると聞いていますので、少しでも多くの事業者が活用できるよう村としても支援していきたいというふうに考えております。

3点目の新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用した村内観光活性化事業に関しましては、一般社団法人赤井川村国際リゾート推進協会が事業主体として取り組んでいます。現在は、観光客の宿泊費直接支援と、関連して特産品PRや村内消費拡大と2つの取組を柱にしています。

しかし、村内全ての宿泊事業者が参画していない現状にあります。村としては、より多くの事業者が横の連携を取りながら、事業継続に向けて前向きに取り組んでもらいたいと考えており、事業形態の違いを克服させる新たな商品企画に取り組んでもらいながら活性化につなげてほしいというふうに考えています。

4点目のコロナ禍における今後の取組にも関連しますが、コロナ後の人々の生活様式や 労働環境の変化などで社会全体の意識も大きく変わっていくものと考えています。海外や 長距離の旅行から、近隣への外出というマイクロツーリズムへの関心もその表れだと思い ます。

今後の観光振興に関しては、赤井川村国際リゾート推進協会がDMO登録候補法人に申請中であり、村も連携する自治体として位置づけられていますので、以前も述べさせていただいたとおり、環境の保全と利用、消費と再生のバランスを考慮して、人と自然が調和を保てる持続可能な観光振興と地域づくりに取り組んでみたいと考えております。

続きまして、防災対策についてでございます。1点目の避難所運営に関する女性参画の 点ですが、住民の皆様へお配りした防災のしおりや村の防災計画にもありますように、私 も議員ご発言のとおりの認識であります。村におきましては、幸い大きな災害に見舞われ ておりませんが、北海道胆振東部地震の際のブラックアウト時においては、自主避難とし て避難所へ訪れた方々は女性、子供が多く、避難所運営には女性職員を常駐させ、対応を 図ったところです。また、避難所で一夜を過ごした方々は、互いにコミュニケーションを 取り、自主的な運営がされたと承知しております。

昨年は、保健推進員協議会において自主的に防災学習会を開催いただき、村職員や消防 職員とも情報の共有をさせていただくとともに、協議会として支援できる共助活動につい ても意見が出され、大変心強く感じております。

一方、本年7月の西日本各地を襲ったような豪雨災害が発生した場合は、住民の多くが被災者(当事者)となることも想定されます。このため避難所開設の際は被災者相互の共助の視点を持ち、避難所運営に当たっていきたいと考えております。

次に、防災情報の伝達方法についてですが、余市町の取組も有効な手段だと認識しておりますが、村におきましては各戸に防災行政無線を配置しておりますので、主に防災無線を活用しつつ、戸別訪問体制も取りながら、ツイッターなどのSNSも活用した情報伝達を進めていく考えであります。

最後に、農業に関係する部分については、近年台風の大型化や集中豪雨による被害が全国で多発しています。農業共済組合の補償内容も実情に合わせて改善、充実が図られており、当村の農業者も水稲共済、園芸施設共済、そして昨年1月から始まった収入保険にも加入していらっしゃる方がいます。異常気象や自然災害が起こらない保証はありません。それぞれのリスクに応じて農業共済に加入し、農業者自らが備えていくことが重要と考えています。加入促進に関しては、農業共済組合や関係機関とも連携して取り組むべきものと考えております。

以上でご質問にお答えさせていただきました。

- ○議長(岩井英明君) ただいまの村長の答弁に対し再質問ありますか。 能登ゆう君。
- ○4番(能登ゆう君) まず、1問目の観光、宿泊業の現状と村の取組について再質問いたします。

まず、1点目、コロナ禍による大きな打撃と影響を受けているとご認識とのお答えでしたが、例えば4月24日の道新ですと、小樽の状況について観光業、景況感激しく悪化ということで、業況判断指数、DIというそうなのですけれども、観光業が前年同期比98.9ポイント減のマイナス、93.1になり、比較できる1990年以来最低だった、こういう記事もあるように、赤井川村の観光、宿泊業についても大きな打撃と影響を受けているとのご認識というのは分かるのですが、その基になった数字、データについては触れられておりませんので、その辺についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。宿泊数の落ち込みであるとか、道の駅あかいがわ来場数減少ということですので、具体的な数字を詳しく教えていただければと思います。

2点目のGo To キャンペーンについて、登録している事業者が実際赤井川の中で何件あるのか。また、登録を悩んでいる事業者の方に対しての村としても支援していきたいとお答えですので、具体的にどのような取組をお考えかお聞かせください。

3点目の村独自の施策、宿泊施設活性化事業についてですが、村内全ての宿泊事業者が 参画していない状況ということで、実際対象何件中、参加件数が何件かという点について。 また、クーポンの利用の申請も受け付けていたと思いますが、そのクーポン申請されたお 店も何件だったかについて。また、参画が伸び悩んでいる状況があるとすれば、その原因 について、なぜかというのを村としてどう認識しているかお聞かせください。それと、最後の部分で営業形態の違いを克服させる新たな商品企画に取り組んでもらいながら活性化につなげてほしいとのお答えでしたが、9月14日に民宿やペンションの事業者さん、3件のお名前で赤井川村に要望書も出されていることかと思います。そちらについての村の考え方も含めて、村としての支援をどうしていくとお考えかということについてお聞かせください。

それと、4点目の村としての取組ですね、最後の部分で持続可能な観光振興と地域づくりに取り組んでみたいと考えますとお答えですが、質問の中でも先進地、先行地ですね、白馬村やニセコ町の例挙げましたが、自治体としてやはり乱開発を防ぐためには条例づくりとか規制づくりというのがまた必要となってくると思います。以前にも馬場村長にはお聞きしたこともあるかと思いますが、人が来ない今だからこそ、観光地としての足場を整えておく、足元の整備をしておくという点からも自治体としての規制づくりも必要かと思いますが、それについてのお考えもお聞かせください。

以上です。

- ○議長(岩井英明君) 村長。
- ○村長(馬場 希君) 数字的なデータについては、担当課長のほうからお話をさせていただきます。

僕のほうからは、3点目の、要するに宿泊事業者が参画するような状況があるという部 分と、3件が要望してきたというところを関連させてお答えさせていただきますけれども、 参画しない状況というのは、3件の要望を持ってこられた宿泊事業者の方々にもお話を伺 うと、要するに観光をメインにしていないのだと。要するに仕事で赤井川を訪れる方の宿 泊をメインにしているので、過去は観光でのお客さんを入れていたときもあったのだけれ ども、そういう事業者の人が長期、定期に使ってくれるので、そこをメインに今までもや ってきたし、ですから今村がやっているような観光を支援するような事業についてはなか なかそういったところには乗れないのだというようなお話をお聞きしました。ただ、村の ほうの考え方としては、事業者さん方にもお話をさせていただきましたけれども、要する に結局事業が終わってしまえば、そういった需要もなくなってしまうというようなことも 含めて、今こういうコロナ禍の時期だからこそ、新たな需要を掘り起こすというか、そう いった部分の取組を村内でそう多くない宿泊事業者の数しかいませんけれども、横の連携 を取りながらやっていく、先に進んでいく必要があるのではないですかというようなお話 をさせていただきました。そういった部分も含めて、新しくできた協議会のほうに、国際 リゾート推進協会のほうがプロデュースをする中で今まで取り組まなかった観光事業とい う部分にきちんと現状に合うような、その宿泊事業者に合うような形でメニューを構築す るなりなんなりというところをやっぱりやっていく必要があると思うので、ぜひそういっ たところをもう一回協議をしながら進めていきましょうと。我々村としても、そういうと ころはいろいろ分からない、手続なことで分からない部分については支援をさせてもらい

ますよというようなお話をさせていただきました。

それと併せて3件に対する要望の村の考え方ということですけれども、そのお話をさせていただくときに、村としては今コロナ対策というのはひとつ国の施策の事業の中で進めていることもあるということで、その事業者さんも国の事業継続の交付金の100万円については、もう既に受け取っているというようなお話も伺っておりましたので、村としては今国がいろんな資金だとか交付金だとかということ以外に村単独でやるというのは今現在出している事業継続のための事業以外は今のところ想定をしていないので、個々の事業に対する交付をしていくと。特に宿泊事業者さんだけに交付していくというようなことは今のところ難しいですというような格好で、すぐお答えをするというよりは、考え方としては僕自身そこは想定していないので、後ほどきちんと話を整理してお答えにかえさせていただきますというようなお話をさせていただいております。

以上でございます。

数字的なものは、担当課長のほうで報告させます。

- ○議長(岩井英明君) 産業課長。
- ○産業課長(秋元千春君) 産業課のほうから今把握している観光の関係の数字について お知らせさせていただきたいと思います。

観光統計自体が上半期と下半期、6か月ごとになっているものですから、正確に全てを 捉えているわけではございませんが、うちのほうで集めた中ではスキー場のほうの宿泊に 関しましては4月から8月ですね、これでいくと具体的な数字はあれなのですが、パーセ ンテージでいくと前年比で20%を大きく割り込んでいるような状況でございます。

それと、これも全てではありませんが、指標として道の駅の来場者数でございます。これについては、4月から8月までですが、大体おおむね6割ちょっとというような入場者数でこの5か月は推移しているというような状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(岩井英明君) 村長。
- ○村長(馬場 希君) それと、最後の4点目に出た規制関係、今こういう時期だからこそ、いろんな条例だとかを整備しながらというご質問でございましたけれども、私としてもここにお答えしたように環境の保全と利用というような人間と自然が調和を持てるような形の中での観光振興というのをやっていきたいというような考え方は常々持っておりますし、そういった方向に進めていきたいなというふうに考えていますけれども、今ニセコだとか倶知安だとかという格好の中で景観条例をつくっていったりだとか何らかの規制をかけていくだとかという部分に関しては、今のところ私としてはそういった状況よりも、いかに今の既存の事業者だとか観光資源を使いながら今後のことを新たな協議会ともいろいろ知恵を出し合いながら、この先村の観光をどうしていくかというようなことも含めて、要するに事業者さんの意見も聞きながら考えていくべきかなというふうに考えておりますので、今すぐそういった規制をかけていくようなことは考えておりませんので、お答えと

してはそういうことでよろしくお願いします。

- ○議長(岩井英明君) 能登ゆう君。
- ○4番(能登ゆう君) 再々質問いたします。

まず、お答えの中でGo To キャンペーンに事業者登録している事業者数についてお答えがなかったと思いますので、何件かについて。対象何件中、何件が参加しているかについてお答えいただきたいのと、あと事業登録を悩んでいる方に対しての村の支援というのも触れられていなかったと思いますので、その辺についてお聞きしたいこと。

あと、村独自の宿泊施設活性化事業についてですが、参加件数と、あとクーポンの利用できるお店として申請された事業者の件数について、数字的な部分ですが、お聞かせいただきたいと思います。

これからの活性化に向けて、お答えの中ではDMO候補法人を中心にということのお話でしたが、そこで出した結論というか、そこで取組、ある程度具体的なものができたら村としてはそれを支援していくという、そのような考え方でよろしいのか。その点についてお聞きいたしたいと思います。

- ○議長(岩井英明君) 秋元産業課長。
- 〇産業課長(秋元千春君) まず、Go To キャンペーンとかどうみん割の申込み、取り扱っている件数については、村内1件です。

それと、今回の村の宿泊施設活性化事業の中で対象としてお声がけさせていただいたのは7件でございます。そのうち、今回の最初の商品に協力していただけるというか参加していただけるのが2件となっております。ただ、7件のうちの2件参加して、あともう2件に関しましては、どちらにしても今年はお客さんを受け入れる予定がないというふうに聞いていますので、実質そういった中では5件のうちの2件だというふうに思っております。

それと、クーポン券の件ですね、これにつきましては昨日現在の数字がメール入っていたのですが、今現在正確に何件とは言えないのですが、七、八件ぐらいのあれがあったかなと。

国のGo To キャンペーンですか。

- ○4番(能登ゆう君) 村の……
- ○産業課長(秋元千春君) 村のですね。10件までないのですが、後ほどそれはお答えしたいと思いますが、七、八件ぐらい、昨日の段階でメールが来ておりました。
- ○議長(岩井英明君) 村長。
- ○村長(馬場 希君) 村でどのような支援をしていくかということに関しては、先ほど の答えとつながるかと思いますけれども、やはり宿泊事業者の中には現状、今の形の中で 新たな取組というのはなかなか、年齢のことだとか、今までやっていたことからすると及 び腰になっているという部分があるので、そこはやっぱり今後も事業継続していくという 意思なんかも確認しながら、少ない事業者数の中で村の観光の一翼を担うというようなこ

とを理解していただいて、一緒にやっていきましょうというようなことで事務手続だとか、 そういった部分に関してGo To キャンペーンだとか、そういうような部分の商品提 供だとかというところに関しても、いろいろ事務的なことも出てくるので、そういった部 分は相談にきちんと乗っていきたいなというふうに考えております。

あと、村のほうで最後に規制だとかという部分で、個人のほうで事業者間でいろいろ協議したことを、では村は支援していくのかというふうなご質問ですけれども、その部分に関しては全て支援ではなくて、一緒にやっていくというような考え方で捉えていますので、そういうふうに認識をしているということでお答えをさせていただきます。

- ○議長(岩井英明君) 能登ゆう君。
- ○4番(能登ゆう君) では次に、村の防災対策、2つ目の質問について再質問いたします。

まず、1点目の女性参画についてですが、緊急時に迅速に動くためには、平時からの参 画が欠かせないということで、平時からのという部分のお答えがちょっと薄かったかなと 思いますので、昨年保健推進員協議会さんの防災学習会は協議会さんのほうで自主的に開 かれたということですが、例えば村として1年に1回でもいいので、継続的な取組として、 女性だけではないですけれども、住民の方、希望する方にお話聞く機会を作るですとか、 あと意思決定の場に女性の方がいる、いないでは、やはり中身が大きく違ってくると思い ますので、その辺継続的な取組について、また平時の意思決定の場合の女性の参画という 点について、もう一度伺いたいと思います。

2点目についてのラインの防災情報の伝達方法について、余市町の例など挙げましたが、防災無線については過去に配布されておりますが、例えば避難するなど移動したときには持っていけるものではないですし、いざ外に出てしまうと、なかなか聞き取るのが難しい。そもそも家の中で聞いていても、例えば聞こえの問題ある方などは聞こえにくい、そういう課題もあるかと思います。また、災害時のことを考えましたら、防災情報の伝達方法については幾重にも手段、ツールを用意しておく。その中の一つでも引っかかればいいという考え方で、そう考えますともちろん防災無線だけではというお答えではないですが、やはり防災無線と同時にほかのツールについても配備は急がれるのかなと思います。これからもSNSも活用した情報伝達を進めていくお考えというお答えでしたが、むしろ先ほど連議員のご質問にもあったように、やはり手元に届く情報というのはとても有効なものだと思いますので、やはりいつまでという期限を決めて自治体として取り組むという姿勢も大事ではないかと思います。その辺についてお考えを伺いたいと思います。

最後に、農業者の保険についてですが、農協の共済のほうに確認したところ、2020年9月の時点で村内で収入保険入られているのは7件、園芸施設の共済は37件ということです。水稲の共済については、すみません。データがないのですが、この件数について村としてどう捉えられるか。多い少ない、あと加入促進については連携して取り組むべきものとお考えということですが、自治体として、では何ができるのかということについて、いまー

度その加入状況を鑑みた上でどのようにお考えか伺いたいと思います。 以上です。

○議長(岩井英明君) 村長。

3点についての再質問ということで、まず平時の取組も大事なの ○村長(馬場 希君) ではないかということでご意見をいただきました。私もそういうふうに思っていますし、 そういった意味からすると去年保健推進員協議会が主体となって開いてくれたことは非常 にありがたいことだと。ただ、やはりそれだけではどうしても待つ側の話になってしまう ので、実は今東日本大震災の後に消防団の方々にご協力をいただいて、組織的に各地域で 動くというような体制づくりをしましょうということで、視察をしたりだとかということ があったのですけれども、それ以降そういった部分がストップしてしまっているというこ とがあったものですから、年度内にもう一回再構築をして、そういった消防団の方々の協 力を得ながら地区での活動の在り方というものをきちんとそれぞれの地区ごとに応じた動 きがどうやったらできるかということを地区の方とも消防団の方が中心になってやってい けるような何かシステムをもう一回再構築しようということで、消防のほうにもお願いし ておりますので、その辺のことをきちんと整理をしながら、全体というよりは地域ごとに そういったものを定期になるのか1年ごとになるのか毎年になるのか、その地域にもより ましょうけれども、そういったことがちゃんとシステム化できるような格好で進めていき たいということで今私のほうとしても指示を出しておりますので、そこら辺を整理してい ければ平時の扱いというものが少し見えてくるかなというふうに考えております。

あと情報伝達の方法については、最初の中でお答えしたように、うちの村の規模でいく と、年代差もいろいろあるので、当然インターネット使えない人もいれば、スマホだけが 頼りという人もいるでしょうしということで、先ほどお答えしたように主にはやっぱり防 災無線だろうなというふうに思っています。それ以外は、やはりSNSだとか、今までも そうですけれども、生活弱者と言われるようなお年寄りの方だとか障害を持った方のとこ ろには、要するに電話が通じれば電話、心配な場合は直接行くというようなことをしてい ますので、そういったうちの規模だからこそ、要するにかゆいところに手が届くような確 認の仕方ということをできるというふうに思っていますので、それらをいろいろ組み合わ せた中で情報伝達をしていくと。当然避難所に入ると、避難所からの情報伝達ということ もしていかなければならないし、そういった部分に関してはケース・バイ・ケースだろう というふうに考えていますし、いろんなツールを使いながら、きちんと落ち度なく情報を 伝えていくというようなことをやっぱりしていきたいというふうに考えています。それが いつまでというよりは、いつ災害が起きるか分からないので、おととしのブラックアウト のときなんかもそうですし、要するに電気がなくなったら直接行くしかないし、広報車を 使って歩くしかないしというようなことをやっていますので、あらゆるマンパワーも使い ながら個別にやっぱり対応していきたいと。いろんなツールを使いながら対応していきた いというふうに考えてございます。

あと農業共済の関係については、これは保険なものですから、それぞれの経営者がどう考えるかということが一番で、要するに災害がいつ起こるか分からないから保険に入るということなのだけれども、毎年の天候の状況だとか経営者の方が考えて、今年はいいかなと思えば保険に入らないとかというような格好なものですから、村のほうで必ず入ってくださいよというような格好にはならないのですけれども、やはり普及啓発という意味では、まさかのときのためにということできちんと入っていきましょうというような啓発活動は必要だろうと。実際の部分では、共済組合なりがきちんと農業者の理解を得ながら入ってもらうというのが第一義的にはやっていただかなければならないですけれども、村自衛としては集まりのあるごとにそういうことを注意喚起していくというようなことが必要であろうというふうに思っていますし、今後も話題としてはきちんと伝達していかなければならないなと。ただ、村のほうとして、では加入するために支援金を出しますよとか何しますという考え方は一切今のところは持っておりません。

以上でございます。

- ○議長(岩井英明君) 能登ゆう君。
- ○4番(能登ゆう君) お答えの中にあった消防団員さんについて、防災員さんということで東日本大震災の後に視察なども行かれていたと記憶しております。今後システム化していくというお話でしたが、その場合にも今赤井川の消防団員さん、皆さん男性ですので、女性目線という言い方も余り好きではないですけれども、やはり生活実感の強い女性の皆さんの目線というのはどうしても違ってきます。配慮の仕方、男性の方とは違ってきますので、消防団員さんのこれからの取組にもやはり女性の方、どのような形になるか分かりませんが、参画できるように村のほうで参画しやすいシステムをつくっていってくださればなと思います。すみません。要望的なことになりますが、以上です。
- ○議長(岩井英明君) 村長。
- ○村長(馬場 希君) 最後のご要望に関しては、課題として我々も、先ほど一番最初にお答えしたようにやっぱり女性目線というのは必要だというふうに認識をしておりますので、そういうときにはめ込んでいけれるのかどうなのかということを含めて勉強課題というふうにさせていただきたいと思います。
- ○議長(岩井英明君) 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。 続きまして、湯澤幸敏君。
- ○5番(湯澤幸敏君) 本日は、人口減少について、村長はどのように考えておられるのか、これについてお尋ねをしたいと思います。

人口減少については、2011年が元年とされ、これは2008年が元年という学者もいるわけですけれども、その後今日まで減少が続き、今や減少社会とも言われ、2048年には1億人を割るであろうとの予測がされています。ちなみに、2048年1億人というのは、出生が少なく死亡が多いという、出生低位、死亡高位ということで出されます。ですから、出生が中位、死亡が中位であると、もう少し1億人を割るのは後だろうというふうに思います。

人口減少がもたらす影響として、経済成長率の低下、労働力の低下、社会保障制度の崩壊、地域の活力低下等が上げられており、日本政府は人口減少を克服するための対策を強化し、2060年には1億人程度は確保したいとの長期ビジョンを立てています。

その一方で出生数と死亡数の差による自然増や転入、転出による社会増といった人口を増やすことに力点を置くのではなく、減少を緩やかにしたり人口が少ない状態でも社会の活力を維持するといったことを目指す小規模自治体もあります。

そこで、本村における人口減少の影響と人口減少に対して村長はどのように捉え、考えておられるのかお聞きします。

- ○議長(岩井英明君) 村長。
- ○村長(馬場 希君) それでは、湯澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

人口減少についてということでございますけれども、平成28年4月からの移住・定住支援策の取組をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大の前とはなりますが、国内全体のインバウンド観光の堅調な推移並びにリゾート再開発などの影響で、当村の人口は外国人住民を中心に増加に転じ、平成28年、2016年3月末には1,166人でしたが、令和2年、2020年3月末には1,222人と4.8%の人口増となっておりました。一方、外国人を除く人口は、1,109人から1,083人へと5年間で2.3%減少しているという状況もございます。

人口減少は、農業を基幹産業に掲げる当村においては、農業の担い手問題は農地の流動 化や有害鳥獣対策問題へとつながります。労働力不足による生産、流通の問題は、地域経 済や税収の減少、公共インフラの維持経費の増加へとつながります。また、ボランティア 活動や消防団活動をはじめとする地域の暮らしを支える機能の低下にも直結するものだと 認識をしております。

国内において人口減少が急激に進む中、人口減少問題は地域課題ではなく、国内における象徴的な現象であると捉え、考えていく必要があると考えております。

平成28年3月に策定しました第四期赤井川村総合計画においても、人口減少の歯止めにつながる取組を推進することとして、村の10年間の行政運営の指針となる基本構想を定めており、住むことを誇れる村づくり、新たな活力と交流の創出、人と人とのつながりの強化の3つの視点で村づくりを進めていくことが示されております。

子育て支援策の継続や健康長寿を延ばしていくというような保健、福祉サービスの提供、村との関わりを持つ都市部在住者や民間企業との関係性の強化、さらには住民同士のつながりを深め、暮らしを支え合う協働の村づくりを継続して進めていくことが、これからの人口減少時代にはとても重要であるとの認識に立って村政を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(岩井英明君) 湯澤幸敏君。
- ○5番(湯澤幸敏君) 今の答弁をお聞きしまして、ある意味安心したといいますか、これは村政執行方針でも掲げられているのですけれども、そんなに人口減少について危機意

識というのはお持ちでないかと思うのです。余り人口減少危機意識を持って、人口を増や そう、増やそうというと、そのために収入が少なくなるわけですから、財源を確保したい と、あるいは人と雇用が欲しいということで拙速な政策判断につながりかねないという、 そんな危惧を用いるわけです。そういう意味では、今村長の答弁はそういうことではなく て、ある程度人口減少というのを認めながら施策を進めていこうというご答弁かと思いま す。

最初のほうに現状の人口について述べられました。私も違った方向から少し調べてみました。国立社会保障・人口問題研究所というのがあるのですけれども、そこの2018年推計で地域別将来推計人口というのがあるのですけれども、それを見ていくと赤井川村は2015年が1,121人、2020年が1,003人、これは国勢調査の5年ごとですけれども、2030年には781人、2040年には591人というふうな推計を出しています。2020年、現在ですけれども、見ると、8月末現在は1,153名と、外国人がそのうち83名ということで、それを除くと1,070人ということで、推計よりも増えているということになるわけです。さらに、2月末日現在で見てみると1,293名と。うち外国人が205名ということで、1,088人と。これ2020年の末ではありませんけれども、そういうことで推計よりも増えているわけです。これは、村のほうのご努力によるものと思います。

ただ、答弁の中で人口減少の歯止めにつながる取組を推進、第四期赤井川村総合計画において人口減少の歯止めにつながる取組を推進するということですけれども、人口減少の歯止めというのはできないのではないかと。逆に今コロナの中でウィズコロナということで、コロナと共存して生活様式を変えていこうというようなことでいっていますので、この際ウィズ人口減少ではないですけれども、人口減少というのを認めて、その上でいろんな施策を考えていったらいいのでないか。村長もこの中では人とのつながりの強化とか、そういうことを上げていますので、そういう方向性かと思いますけれども、明確に人口減少というのは認めて、それで施策を考えていったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その点どうですか。

○議長(岩井英明君) 村長。

○村長(馬場 希君) 積極的に減少を認めるというような認識はないのですけれども、ここで歯止めにつながると、総合計画そのものをやっぱり基本として考えていくという視点に立ってこういった表現をさせていただいておりますけれども、要するにいろんな村内の人方で助け合いながら、当然我々もきちんとそこに対して住民サービスの維持を図っていくということが大前提ですけれども、横のつながりの中でお互いに助け合いながらいくということを基本としていくことによって、ここにやっぱりずっと住んでいたいなとか、そういうことを思っていただくことが人口を減らしていくということにもつながっていくだろうなというふうに考えておりますので、そういった考え方で減少するのは仕方がないと。先ほど言ったように、問題ではなくて、減少だというような表現の仕方をしましたけれども、それはそれでそういうことだろうという認識を持っていますけれども、積極的に

減ってもいいやということではなく、そういった助け合いをしながら、ここに住んでいて よかったと思う人がずっと生活をしていくような村づくりというものを進めていければ歯 止めもかかるのではないかなというようなことで取組を進めていきたいというふうに思っ ています。

○議長(岩井英明君) 湯澤幸敏君の一般質問を終了いたします。 以上で一般質問を終了いたします。

> ◎新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める陳情について

国土強靱化に資する道路の整備等に関する陳情について

種苗法の改定に関する陳情について

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情について

地方財政の充実・強化を求める陳情について

○議長(岩井英明君) 次に、北海道町村議会議長会会長より新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める陳情書及び国土強靱化に資する道路の整備等に関する陳情書、農民運動北海道連合会より種苗法の改定に関する陳情書、北海道索道協会及びキロロリゾートホールディングス株式会社より軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情書、自治労赤井川村職員組合より地方財政の充実・強化を求める陳情書が届いております。

これらについては、総務開発常任委員会に付託し、審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める陳情書外4件につきましては、総務開発常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(岩井英明君) これにて散会いたします。

(午後 2時14分散会)